

# 包括外部監査の結果に関する報告

市税の課税事務等の執行状況について

平成 14 年 3 月

(福岡市) 包括外部監査人

公認会計士 藤田 和子

**包括外部監査の結果報告書**  
(市税の課税事務等の執行状況について)

目 次

<b>第 1 . 外部監査の概要</b> .....	1
1 . 外部監査の種類 .....	1
2 . 選定した特定の事件(テーマ) .....	1
3 . 事件を選定した理由 .....	1
4 . 外部監査の方法 .....	1
5 . 外部監査の実施期間 .....	2
6 . 外部監査の補助者 .....	2
<b>第 2 . 市税の課税及び徴収等の概況</b> .....	3
1 . 市税の税目、区毎の概況 .....	3
2 . 市税の課税・徴収実績の推移 .....	4
3 . 税務事務担当部署の陣容 .....	4
4 . 他政令指定都市との比較分析 .....	5
表(1) 普通会計歳入に占める市税収入の割合 .....	7
(2) 各区別決算額等比較 .....	8
(3) 主要税目別の調定及び収入実績推移 .....	9
(4) 不納欠損額の推移 .....	10
(5) 税務職員配置状況表 .....	11
(6) 普通会計歳入に占める市税の割合(他都市比較) .....	12
(7) 主要税目別他都市比較 .....	13
(8) 市税に関する他都市比較 .....	14
<b>第 3 . 外部監査の結果</b> .....	15
1 . 市税システムの現状及び新市税システムの計画 .....	15
資料(1-1) 新市税システムの概要 .....	16
(1-2) 税システムの概要 .....	17
2 . 固定資産税の課税事務の執行状況について .....	20
資料(2-1) 固定資産税(土地)に関する事務の流れ .....	22
(2-2) 固定資産税(家屋)に関する事務の流れ .....	37
(2-3) 固定資産税(償却資産)の作業フロー .....	43

3 . 法人市民税の課税事務の執行状況について .....	49
資料( 3 - 1 ) 法人市民税NTT 電話帳による不申告法人調査報告.....	59
4 . 個人市民税の課税事務の執行状況について .....	61
資料( 4 - 1 ) 個人市民税（普通徴収）課税事務の流れ.....	66
( 4 - 2 ) 個人市民税（特別徴収）課税事務の流れ.....	67
5 . 滞納整理及び滞納処分について .....	68
資料( 5 - 1 ) 滞納整理の流れ .....	69
( 5 - 2 ) 滞納処分の流れ .....	70
<b>第 4 . 利害関係 .....</b>	<b>76</b>

## 第1. 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び福岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### (1) 外部監査対象

市税の課税及び徴収等に関する事務の執行状況について

#### (2) 外部監査対象期間

自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日

ただし必要と認められた範囲において、平成11年度以前の各年度分及び平成13年度分においても一部監査の対象とした。

### 3. 事件を選定した理由

(1) 福岡市の歳入に占める市税の割合は、平成11年度で普通会計の歳入7,709億円に対して2,582億円と33.5%を占めている。最近の経済動向を反映して、ここ数年間の市税収入は減少傾向にあり、これに伴って自主財源の割合も低下している。相対的に市債への依存度が高まってきており、財政の健全性を危ぶむ声が出てきているところである。

(2) 財政の健全化のためには市税の収入額を上げることが必要であるが、ここ数年間の収入率（調定額に対する収入額の比）は95%台にとどまっている。その一方で、過去5年間の不納欠損金額は平成7年度で3億1千5百万円であったものが、平成8年度には4億8千7百万円、平成9年度では10億2百万円、平成10年度で9億1千1百万円と推移し、平成11年度では11億7千7百万円にのぼっている。

(3) 市税の調定額が減少傾向にあるなかでの収入率の伸び悩み及び不納欠損額の増加は市財政にとって大きな問題であり、また、市税の収入が地方自治の根幹をなすことを考えあわせれば、市税の課税及び徴収に関する事務が適法、かつ適切に行われているかどうかを監査することは市民にとって非常に意義のあることと考え、包括外部監査のテーマとして選定した。

### 4. 外部監査の方法

#### (1) 監査の視点

市税の課税及び徴収等に係るシステムの整備・運用状況は合理的かつ適切であるか。

市税の課税に係る諸手続が、法令等に従い適切に行われているか。未申告・過

少申告に係る措置は適切であるか。減免及び非課税の取扱いは適切か。  
市税の収納、滞納整理、督促処理等は法令等に従い適切に行われているか。  
収入率を向上させるための方策は適切であるか。

(2) 主な監査手続

市税に関する統計資料を入手し、年次比較及び説明聴取を行って、概況把握を行う。

博多区役所、東区役所、中央区役所のそれぞれの担当者から法人市民税、個人市民税、固定資産税の課税等に関する事務執行状況について説明聴取を行い、諸手続が法令等に従い行われていることを確かめるとともに、一部について帳票突合する。

滞納整理に関する事務の執行状況について担当者から説明聴取を行い、諸手続が法令等に従い行われていることを確かめるとともに、一部について帳票突合する。

5. 外部監査の実施期間

自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 2 月 28 日

実地調査期間 平成 13 年 7 月 11 日～ 2 月 14 日

6. 外部監査の補助者

公認会計士	樋口 幸一
同	小島 庸匡
同	工藤 重之
同	菊地 哲
同	新間 達吉
同	小幡 寛子
同	石垣 誠司
同	吉川 栄一
同	鈴木 繁
会計士補	山口 徹也
同	川口 明浩
同	山本 智子

## 第2. 市税の課税及び徴収等の概況

### 1. 市税の税目、区毎の概況

#### (1) 市税の税目と歳入に占める割合

地方税法（以下「法」と略）に定められた市町村税の税目には、普通税として市町村民税（法第292条以下）、固定資産税（法第341条以下）、軽自動車税（法第442条以下）、市町村たばこ税（法第464条以下）、鉱産税（法第519条以下）、特別土地保有税（法第585条以下）、法定外普通税（法第669条以下）があり、目的税として入湯税（法第701条以下）、事業所税（法第701条の30以下）、都市計画税（法第702条以下）、水利地益税等（法第703条、第703条の2、第703条の3以下）、国民健康保険税（法第703条の4以下）及び法定外目的税（法第731条以下）がある。

福岡市では上記のうち、国民健康保険税については国民健康保険料として国民健康保険特別会計へ歳入される。また、鉱山税、水利地益税等、法定外普通税及び法定外目的税については、課税を行っていない。

平成12年度以前5年間の普通会計歳入に占める市税収入とその他の財源の金額及び各項目の構成比は表1のとおりである。

これによれば、平成12年度普通会計の歳入決算額に占める市税収入の割合は歳入決算額734,375百万円に対して251,430百万円であり、歳入総額を100とした場合の構成比は34.2%となっている。また、市税以外の諸収入等を加えた自主財源の割合は、歳入総額の55.1%となっている。これらの比率は過去5年間で減少傾向にあり、相対的に依存財源の比率が上昇してきている。

しかしながら、地方自治における自主財源の割合が少ないことが一般にいわれている現状にあっても、市税収入は最も高い構成比を占めているのであり、普通会計歳入における市税収入の重要性が依然として高いことは明らかである。

#### (2) 各区役所別の税目別調定額、収入額および収入率

平成12年度における各区役所別の各税目別調定額及び収入額並びに収入率は、表2のとおりである。

区別にみると、博多区、中央区の収入額が際立って大きくなっている。それぞれの構成比は25.0%と24.3%となっており、これらの二区で市税収入のほぼ半分を占めている。また、東区がこれに次いで9.6%の構成比を占めている。

このほか、個人市民税で特別徴収されるものは市役所の税務部特別徴収課が事務を取り扱っており、構成比は19.4%となっている。

税目別にみると、決算市税収入額合計のうち個人市民税は67,045百万円であり、法人市民税は38,082百万円である。また、固定資産税は105,075百万円であり、これら三税目の合計は市税収入総額の83.6%を占めている。

いずれの区においても固定資産税がもっとも大きな税収をあげているが、博多区、中央区の都市部では法人市民税の構成比率が高くなっており、相対的に固定資産税の構成比率は小さくなっている。また、博多区、中央区以外の各区では相対的に個人市民税（普通徴収分）の比率が高いのが特徴である。

## 2. 市税の課税・徴収実績の推移

### (1) 過去5年間の税目別調定及び収入実績の推移

過去5年間の主要税目別の調定及び収入実績推移は表3のとおりである。

各税目とも、収入額は横ばい又は漸減傾向にある。平成12年度の収入額では、個人及び法人の市民税は当初予算時の見込から決算にかけて収入率の向上は見られたものの、調定額そのものの減少から収入額が減少する結果となっている。

また、固定資産税については、収入実績率はほぼ当初予算の見込どおりであり、調定額の減少がそのまま収入額の減少となって現れている。

### (2) 過去5年間の不納欠損額等の推移

過去5年間の予算額、調定額、収入済額、不納欠損額及び還付未済額の推移は表4のとおりである。

平成9年度から不納欠損額が急増しているが、これは平成9年度から滞納繰越分について積極的に整理を進めた結果である。しかし、その一方で調定額に対する翌年度繰越額の割合はほとんど横ばいである。このことから、整理を進める一方で、それに匹敵する滞納額が発生していることが読み取れる。翌年度繰越額は増加しており、平成12年度末では125億円となっている。

滞納整理を進めることはもちろん重要であるが、現状ではそれ以上に、新たな滞納を発生させないことがより重要となっているのではないかと推察される。

## 3. 税務事務担当部署の陣容

### (1) 職員配置状況及び経験年数

平成13年度の本庁及び各区役所の税務職員配置状況は表5のとおりである。

全市合計では主に徴収・滞納整理事務に携わる職員が192名、主に課税事務に携わる職員が318名、その他38名となっている。

福岡市全体での税務職員の税務事務平均経験年数は平成13年4月1日現在で9.3年となっている。局区別にみると、東区の納税課管理係が平均1.4年と極端に短くなっており、早良区の市民税課第1係が平均2.5年となっているのがやや短い平均経験年数となっている。その他は概ね3年以上の平均経験年数となっており、職員の年齢構成等も考え合わせれば、税務担当部署には相応の経験を積んだ職員が概ね配置されているものと判断される。

## (2) 研修制度及び事務引継体制

福岡市の職員研修制度は大別すると、総務企画局の職員研修所で行う研修、外部への派遣研修、各局・区・職群等で独自に実施する職場研修、自主研修、の四つに分類される。このうち、税務事務に関する専門的知識及び事務処理方法の研修は職場研修の一環として、税務部で制定した「福岡市税務職員研修要綱」に基づいて実施されている。同要綱に基づいて定められた年間研修計画によれば、平成13年度に税務部で実施する、専門的知識の習得を目的とした研修は年間で310時間計画されており、延べ約550人の受講が予定されている。

事務引継については、係長職以上の者は総務企画局総務部総務課通知「事務引継書作成要領」に基づき、事務引継書を作成している。その他の者は主に口頭による引継を行っている。

## 4. 他政令指定都市との比較分析

### (1) 市税収入に関する他の政令指定都市との比較

平成12年度の普通会計歳入に占める市税収入の割合を他の政令指定都市の状況と比較すると、表6のとおりである。

普通会計歳入額に占める市税収入の割合でみると、政令指定都市10市中4番目に低い数値となっており、普通会計歳入額に占める自主財源の割合では5番目に低い数値となっている。

また、平成12年度での各税目別決算額の比較は表7のとおりである。

税目別収入額の構成比でみると、福岡市の市税収入は概ね全国の政令指定都市の平均的な構成比に近いものとなっているが、相対的に法人市民税の構成比が高く、固定資産税の構成比が低いことが特徴となっている。

### (2) 徴税费等の比較

全国の政令指定都市の面積、人口、調定額、徴税费、税務職員数等の比較は、表8のとおりである。

人口1万人当たりの税務職員数は4.3人であり、政令指定都市平均4.6人より若干であるが少ない数値となっている。また、1千世帯当たりの税務職員数は1.0人であり、ほぼ平均値である。

市民一人当たりの調定額及び徴税费はいずれも政令指定都市平均を下回っている。全国的な趨勢からみれば市民一人当たり調定額等は東京・大阪・名古屋のいわゆる三大都市圏で高く、それ以外で低くなっている。

また、職員一人当たり調定額は政令指定都市平均より若干高く、職員一人当たり徴税费は平均よりも若干低くなっている。

いっぽう、調定額に対する収入額の割合(収入率)は政令指定都市平均よりも良



好きなものとなっており、率でいえば名古屋市に次ぐ成績となっている。これに対して、市税収入額に対する徴税費の割合では、全政令指定都市の単純平均が2.64%であるのに対して2.37%と低い。したがって、統計的数値で見ると限りにおいては、福岡市は他都市の結果に比べて効率的な事務執行が行われていることが示されているといえよう。

(表1)

### 普通会計歳入に占める市税収入の割合

税務統計より作成

(単位：千円)

項目	平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市税	251,822,745	36.1%	260,804,314	35.9%	256,947,844	33.5%	258,180,619	33.5%	251,430,198	34.2%
諸収入	96,115,766	13.8%	96,162,059	13.2%	113,009,803	14.7%	113,028,526	14.7%	102,095,980	13.9%
その他自主財源	55,925,137	8.0%	58,940,499	8.1%	57,908,835	7.5%	59,932,210	7.8%	51,233,626	7.0%
自主財源計	403,863,648	58.0%	415,906,872	57.2%	427,866,482	55.8%	431,141,355	55.9%	404,759,804	55.1%
市債	119,536,200	17.2%	128,561,100	17.7%	131,893,400	17.2%	113,110,737	14.7%	102,344,500	13.9%
国庫支出金	75,982,929	10.9%	80,358,784	11.1%	93,581,380	12.2%	99,511,394	12.9%	87,737,693	11.9%
地方交付税	61,761,672	8.9%	68,785,246	9.5%	70,367,945	9.2%	79,423,160	10.3%	81,867,009	11.1%
その他依存財源	35,548,019	5.1%	33,485,669	4.6%	43,334,018	5.6%	47,724,497	6.2%	57,666,208	7.9%
依存財源計	292,828,820	42.0%	311,190,799	42.8%	339,176,743	44.2%	339,769,788	44.1%	329,615,410	44.9%
合計	696,692,468	100.0%	727,097,671	100.0%	767,043,225	100.0%	770,911,144	100.0%	734,375,214	100.0%



(表3)

## 主要税目別の調定及び収入実績推移

税務統計平成13年度版、平成12年度版及び平成11年度版より作成

(単位：千円)

区分 年度	当初予算			最終予算			決算額			当初予算決算比		最終予算決算比	
	調定見込額	収入率	収入見込額	調定見込額	収入率	収入見込額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
(個人市民税)													
平成8年度	72,994,897	95.4%	69,642,809	72,994,897	95.4%	69,642,809	73,269,324	94.8%	69,495,811	100.4%	99.8%	100.4%	99.8%
平成9年度	80,647,689	95.4%	76,926,419	82,210,234	94.7%	77,839,087	82,463,883	94.9%	78,221,219	102.3%	101.7%	100.3%	100.5%
平成10年度	81,381,178	94.2%	76,644,567	76,010,279	93.9%	71,402,052	76,029,025	94.4%	71,793,752	93.4%	93.7%	100.0%	100.5%
平成11年度	74,756,821	94.0%	70,281,298	73,547,045	93.9%	69,039,514	73,474,098	94.2%	69,219,725	98.3%	98.5%	99.9%	100.3%
平成12年度	70,722,551	93.9%	66,401,501	70,722,551	93.9%	66,401,501	71,272,691	94.1%	67,045,694	100.8%	101.0%	100.8%	101.0%
(法人市民税)													
平成8年度	40,612,346	96.6%	39,233,002	46,348,608	97.0%	44,963,528	46,078,633	97.4%	44,900,887	113.5%	114.4%	99.4%	99.9%
平成9年度	47,079,604	97.0%	45,689,168	42,572,002	96.7%	41,186,074	41,849,290	97.5%	40,820,047	88.9%	89.3%	98.3%	99.1%
平成10年度	41,061,144	97.1%	39,886,225	39,212,874	97.4%	38,211,482	39,399,070	99.4%	39,146,625	96.0%	98.1%	100.5%	102.4%
平成11年度	34,373,166	97.2%	33,396,851	37,830,147	97.4%	36,850,375	39,627,651	97.9%	38,780,461	115.3%	116.1%	104.8%	105.2%
平成12年度	32,847,146	98.0%	32,184,965	32,847,146	98.0%	32,184,965	38,374,587	99.2%	38,082,044	116.8%	118.3%	116.8%	118.3%
(固定資産税)													
平成8年度	100,926,751	97.3%	98,242,008	100,926,751	96.3%	97,169,634	101,714,980	95.6%	97,244,504	100.8%	99.0%	100.8%	100.1%
平成9年度	103,587,606	95.9%	99,355,996	105,222,051	95.2%	100,206,487	105,146,794	95.0%	99,941,682	101.5%	100.6%	99.9%	99.7%
平成10年度	109,259,663	94.5%	103,285,217	109,707,222	94.8%	103,998,330	109,866,919	94.8%	104,170,818	100.6%	100.9%	100.1%	100.2%
平成11年度	112,373,431	94.6%	106,287,165	112,373,431	94.6%	106,287,165	112,339,702	94.6%	106,262,029	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
平成12年度	109,825,767	94.1%	103,348,392	109,825,767	94.1%	103,348,392	110,437,861	94.1%	103,951,224	100.6%	100.6%	100.6%	100.6%
(事業所税)													
平成8年度	7,797,357	99.4%	7,747,518	7,797,357	99.4%	7,747,518	7,519,886	99.1%	7,448,861	96.4%	96.1%	96.4%	96.1%
平成9年度	6,725,608	99.1%	6,665,585	6,725,608	99.1%	6,665,585	7,130,040	98.9%	7,052,367	106.0%	105.8%	106.0%	105.8%
平成10年度	6,887,296	98.9%	6,813,256	6,887,296	98.9%	6,813,256	6,967,364	98.6%	6,869,818	101.2%	100.8%	101.2%	100.8%
平成11年度	8,125,173	98.7%	8,021,183	7,628,394	98.6%	7,520,765	7,829,544	98.6%	7,720,659	96.4%	96.3%	102.6%	102.7%
平成12年度	7,106,100	98.7%	7,012,224	7,106,100	98.7%	7,012,224	7,352,566	98.8%	7,261,933	103.5%	103.6%	103.5%	103.6%
(都市計画税)													
平成8年度	22,910,100	95.8%	21,957,303	22,910,100	95.8%	21,957,303	22,937,804	95.1%	21,818,971	100.1%	99.4%	100.1%	99.4%
平成9年度	23,079,694	100.4%	23,178,667	23,178,667	94.6%	21,934,673	23,160,622	94.4%	21,866,316	100.4%	94.3%	99.9%	99.7%
平成10年度	24,043,460	93.8%	22,559,086	24,043,460	93.8%	22,559,086	23,885,799	94.1%	22,480,615	99.3%	99.7%	99.3%	99.7%
平成11年度	24,351,144	93.8%	22,837,723	24,351,144	93.8%	22,837,723	24,389,972	93.9%	22,895,892	100.2%	100.3%	100.2%	100.3%
平成12年度	23,566,476	93.3%	21,995,718	23,566,476	93.3%	21,995,718	23,728,162	93.3%	22,148,518	100.7%	100.7%	100.7%	100.7%

(表4)

## 不納欠損額の推移

税務統計より作成

(単位：千円)

年度	区分	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	翌年度繰越額
平成8年度	現年課税分	249,347,780	253,273,285	249,569,398	16,547	287,322	3,974,662
	現年度	248,156,580	251,377,691	247,887,935	16,542	284,703	3,757,917
	過年度	1,191,200	1,895,594	1,681,463	5	2,619	216,745
	滞納繰越分	3,058,624	9,673,989	2,253,347	470,817	20,806	6,970,631
	年度計	252,406,404	262,947,274	251,822,745	487,364	308,128	10,945,293
平成9年度	現年課税分	258,047,405	262,147,771	258,278,794	39,578	372,604	4,202,003
	現年度	256,756,305	260,182,138	256,453,555	39,578	369,607	4,058,612
	過年度	1,291,100	1,965,633	1,825,239	0	2,997	143,391
	滞納繰越分	2,366,447	10,950,082	2,525,520	962,694	6,145	7,468,013
	年度計	260,413,852	273,097,853	260,804,314	1,002,272	378,749	11,670,016
平成10年度	現年課税分	252,928,230	257,356,831	254,285,166	13,935	845,492	3,903,222
	現年度	251,516,140	255,472,607	252,585,021	13,813	831,075	3,704,848
	過年度	1,412,090	1,884,224	1,700,145	122	14,417	198,374
	滞納繰越分	2,507,593	11,694,306	2,662,678	897,213	6,995	8,141,410
	年度計	255,435,823	269,051,137	256,947,844	911,148	852,487	12,044,632
平成11年度	現年課税分	253,125,312	259,310,111	255,517,578	9,870	203,528	3,986,191
	現年度	251,533,222	257,347,997	253,763,657	8,613	197,945	3,773,672
	過年度	1,592,090	1,962,114	1,753,921	1,257	5,583	212,519
	滞納繰越分	2,605,562	11,951,223	2,663,041	1,167,466	9,920	8,130,636
	年度計	255,730,874	271,261,334	258,180,619	1,177,336	213,448	12,116,827
平成12年度	現年課税分	247,914,661	252,346,203	248,742,584	5,816	295,959	3,893,762
	現年度	246,322,571	250,760,374	247,334,930	5,679	278,595	3,698,360
	過年度	1,592,090	1,585,829	1,407,654	137	17,364	195,402
	滞納繰越分	2,612,978	12,053,539	2,687,614	745,433	6,548	8,627,040
	年度計	250,527,639	264,399,742	251,430,198	751,249	302,507	12,520,802

(表5)

### 税務職員配置状況表

税務統計平成13年度版より作成

(単位：人)

	税制課	指導課	納税課	固定資産税課	資産税課	市民税課	特別徴収税課	その他	区別計
税務部	12	14	-	-	10	-	31	1	68
東区	-	-	26	26	-	19	-	-	71
博多区	-	-	36	27	-	29	-	1	93
中央区	-	-	32	20	-	24	-	-	76
南区	-	-	29	25	-	21	-	-	75
城南区	-	-	17	15	-	13	-	-	45
早良区	-	-	24	22	-	17	-	1	64
西区	-	-	19	23	-	13	-	-	55
今宿出張所	-	-	-	-	-	2	-	-	2
課別計	12	14	183	158	10	138	31	3	549

総職員数	部長級	課長級	係長級	係員
549	1	27	136	385

(表6)

## 普通会計歳入に占める市税の割合(他都市比較) 平成12年度

平成12年度決算資料(「指定都市の概況」 議会事務局作成)より作成

(単位:千円)

都市名 項目	福岡市		北九州市		広島市		神戸市		京都市		横浜市		川崎市		千葉市		仙台市		札幌市		平均	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市税	251,430,198	33.9%	159,642,214	26.2%	209,690,731	37.5%	275,610,649	30.0%	251,652,672	35.8%	688,825,118	48.8%	265,678,464	47.9%	169,085,717	48.4%	182,411,077	45.9%	269,348,892	32.6%	272,337,573	38.5%
諸収入	95,919,076	12.9%	62,544,043	10.3%	57,796,290	10.3%	132,361,493	14.4%	63,202,844	9.0%	109,766,750	7.8%	40,588,444	7.3%	25,641,060	7.3%	18,363,735	4.6%	105,358,945	12.7%	71,154,268	10.1%
その他自主財源	55,459,844	7.5%	51,932,936	8.5%	33,835,785	6.0%	124,708,123	13.6%	53,424,471	7.6%	128,887,928	9.1%	51,083,412	9.2%	24,238,147	6.9%	30,053,021	7.6%	46,915,392	5.7%	60,053,906	8.5%
自主財源計	402,809,118	54.3%	274,119,193	45.0%	301,322,806	53.9%	532,680,265	58.0%	368,279,987	52.5%	927,479,796	65.6%	357,350,320	64.5%	218,964,924	62.7%	230,827,833	58.1%	421,623,229	51.0%	403,545,747	57.1%
市債	109,866,500	14.8%	114,105,000	18.7%	59,619,000	10.7%	68,832,000	7.5%	70,909,000	10.1%	119,642,580	8.5%	78,754,300	14.2%	49,540,200	14.2%	48,141,200	12.1%	79,114,000	9.6%	79,852,378	11.3%
国庫支出金	89,374,163	12.1%	84,657,615	13.9%	86,889,145	15.5%	123,889,692	13.5%	88,587,483	12.6%	141,522,460	10.0%	51,308,444	9.3%	34,957,593	10.0%	37,447,947	9.4%	109,509,355	13.2%	84,814,390	12.0%
地方交付税	81,867,009	11.0%	92,817,609	15.2%	62,665,651	11.2%	127,980,844	13.9%	114,797,879	16.3%	90,917,575	6.4%	20,410,138	3.7%	11,604,140	3.3%	41,474,094	10.4%	144,430,976	17.5%	78,896,592	11.2%
その他依存財源	57,771,705	7.8%	43,793,515	7.2%	48,924,453	8.7%	64,967,729	7.1%	59,556,437	8.5%	133,324,378	9.4%	46,511,845	8.4%	34,138,126	9.8%	39,692,995	10.0%	72,213,952	8.7%	60,089,514	8.5%
依存財源計	338,879,377	45.7%	335,373,739	55.0%	258,098,249	46.1%	385,670,265	42.0%	333,850,799	47.5%	485,406,993	34.4%	196,984,727	35.5%	130,240,059	37.3%	166,756,236	41.9%	405,268,283	49.0%	303,652,873	42.9%
合計	741,688,495	100.0%	609,492,932	100.0%	559,421,055	100.0%	918,350,530	100.0%	702,130,786	100.0%	1,412,886,789	100.0%	554,335,047	100.0%	349,204,983	100.0%	397,584,069	100.0%	826,891,512	100.0%	707,198,620	100.0%

(表7)

## 主要税目別他都市比較 平成12年度

税務統計より作成

(単位：千円)

都市名 税目	福岡市		北九州市		広島市		神戸市		大阪市		京都市		名古屋市	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
個人市民税	67,045,694	26.7%	37,179,799	23.3%	59,945,850	28.6%	81,987,923	29.7%	114,828,487	16.7%	71,979,788	28.6%	137,167,936	28.5%
法人市民税	38,082,044	15.1%	12,954,279	8.1%	22,492,273	10.7%	22,453,776	8.1%	124,235,742	18.1%	29,111,295	11.6%	69,248,847	14.4%
固定資産税	105,075,666	41.8%	79,286,712	49.7%	92,727,610	44.2%	123,494,379	44.8%	322,230,441	46.9%	106,113,912	42.2%	196,369,191	40.9%
都市計画税	22,148,518	8.8%	14,030,495	8.8%	19,541,231	9.3%	26,063,532	9.5%	66,231,219	9.6%	24,866,164	9.9%	41,943,198	8.7%
事業所税	7,261,933	2.9%	7,739,379	4.8%	6,028,338	2.9%	8,125,199	2.9%	26,737,822	3.9%	7,586,060	3.0%	16,042,862	3.3%
市たばこ税	10,795,318	4.3%	7,074,649	4.4%	7,560,453	3.6%	10,005,080	3.6%	31,073,934	4.5%	10,705,250	4.3%	18,558,960	3.9%
その他	1,021,025	0.4%	1,376,901	0.9%	1,394,976	0.7%	3,480,760	1.3%	1,184,794	0.2%	1,290,203	0.5%	1,142,579	0.2%
合計	251,430,198	100%	159,642,214	100%	209,690,731	100%	275,610,649	100%	686,522,439	100%	251,652,672	100%	480,473,573	100%

都市名 税目	横浜市		川崎市		千葉市		仙台市		札幌市		平均	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
個人市民税	248,349,763	36.1%	87,728,326	33.0%	53,834,025	31.8%	51,427,002	28.2%	81,094,070	30.1%	91,047,389	28.1%
法人市民税	50,089,963	7.3%	18,051,699	6.8%	15,625,560	9.2%	24,851,795	13.6%	30,120,280	11.2%	38,109,796	11.8%
固定資産税	286,445,258	41.6%	116,850,154	44.0%	73,120,583	43.2%	76,760,081	42.1%	109,126,057	40.5%	140,633,337	43.4%
都市計画税	62,691,945	9.1%	25,145,555	9.5%	14,467,059	8.6%	15,641,785	8.6%	23,863,735	8.9%	29,719,536	9.2%
事業所税	16,893,880	2.5%	8,544,322	3.2%	5,292,282	3.1%	4,916,295	2.7%	8,350,189	3.1%	10,293,213	3.2%
市たばこ税	21,754,752	3.2%	8,430,245	3.2%	5,802,853	3.4%	7,509,389	4.1%	15,179,586	5.6%	12,870,872	4.0%
その他	2,599,557	0.4%	928,163	0.3%	943,355	0.6%	1,304,730	0.7%	1,614,975	0.6%	1,523,502	0.5%
合計	688,825,118	100%	265,678,464	100%	169,085,717	100%	182,411,077	100%	269,348,892	100%	324,197,645	100%



(表8)

## 市税に関する他都市比較 平成12年度

税務統計平成13年度版より作成

都市名	福岡市	北九州市	広島市	神戸市	大阪市	京都市	名古屋市	横浜市	川崎市	千葉市	仙台市	札幌市	平均
人口(人)	1,289,915	1,002,499	1,109,824	1,495,430	2,599,170	1,387,729	2,166,240	3,403,115	1,230,896	873,617	1,004,270	1,819,075	1,615,148
世帯数(世帯)	569,846	428,516	462,854	610,022	1,172,698	592,943	898,505	1,413,377	547,092	350,024	418,858	783,651	687,366
面積(Km <sup>2</sup> )	339.38	484.25	741.75	549.94	221.30	610.22	326.45	434.71	144.35	272.08	788.08	1,121.12	502.80
一般歳入(千円)	734,375,214	587,111,123	571,381,531	890,373,832	1,878,689,469	710,486,714	1,085,952,362	1,382,980,641	545,843,505	347,216,205	418,681,630	843,985,468	833,089,808
市税調定額(千円)	264,399,742	169,486,064	222,320,849	294,977,777	728,910,911	266,809,138	498,945,347	740,705,349	283,076,647	182,644,647	197,015,397	293,225,599	345,209,789
市税収入額(千円)	251,430,198	159,642,214	209,690,731	275,610,649	686,522,439	251,652,672	480,473,573	688,825,118	265,678,464	169,085,717	182,411,077	269,348,892	324,197,645
市税収入率(%)	95.09%	94.19%	94.32%	93.43%	94.18%	94.32%	96.30%	93.00%	93.85%	92.58%	92.59%	91.86%	93.91%
徴税費(千円)	5,952,025	5,691,959	4,301,112	7,301,652	22,133,560	8,038,642	15,107,135	13,618,053	6,234,526	3,633,276	3,838,138	7,724,178	8,631,188
市税収入額に対する徴税費の割合(%)	2.37%	3.57%	2.05%	2.65%	3.22%	3.19%	3.14%	1.98%	2.35%	2.15%	2.10%	2.87%	2.64%
県民税徴収取扱費(千円)	1,880,317	1,095,633	1,755,933	2,267,458	3,342,200	2,061,981	3,842,623	6,827,507	2,445,978	1,483,909	1,460,544	2,347,167	2,567,604
県民税徴収費割合(%)	31.59%	19.25%	40.83%	31.05%	15.10%	25.65%	25.44%	50.14%	39.23%	40.84%	38.05%	30.39%	32.30%
県民税分を除く徴収費(千円)	4,071,708	4,596,326	2,545,179	5,034,194	18,791,360	5,976,661	11,264,512	6,790,546	3,788,548	2,149,367	2,377,594	5,377,011	6,063,584
県民税分を除く徴収費の収入額比(%)	1.62%	2.88%	1.21%	1.83%	2.74%	2.37%	2.34%	0.99%	1.43%	1.27%	1.30%	2.00%	1.87%
税務職員数(人)	550	489	423	679	1,709	734	1,318	1,311	556	294	398	766	769
人口1万人あたり税務職員数(人)	4.3	4.9	3.8	4.5	6.6	5.3	6.1	3.9	4.5	3.4	4.0	4.2	4.6
一千世帯あたり税務職員数(人)	1.0	1.1	0.9	1.1	1.5	1.2	1.5	0.9	1.0	0.8	1.0	1.0	1.1
市民一人あたり調定額(円)	204,975	169,064	200,321	197,253	280,440	192,263	230,328	217,655	229,976	209,067	196,178	161,195	207,393
市民一人あたり収入額(円)	194,920	159,244	188,941	184,302	264,131	181,341	221,801	202,410	215,842	193,547	181,635	148,069	200,723
市民一人あたり徴税費(円)	4,614	5,678	3,875	4,883	8,516	5,793	6,974	4,002	5,065	4,159	3,822	4,246	5,135
税務職員一人あたり調定額(千円)	480,727	346,597	525,581	434,430	426,513	363,500	378,562	564,993	509,131	621,240	495,014	382,801	460,757
税務職員一人あたり収入額(千円)	457,146	326,467	495,723	405,907	401,710	342,851	364,547	525,420	477,839	575,121	458,319	351,630	421,629
税務職員一人あたり徴税費(千円)	10,822	11,640	10,168	10,754	12,951	10,952	11,462	10,388	11,213	12,358	9,644	10,084	11,225

### 第3. 外部監査の結果

#### 1. 市税システムの現状及び新市税システムの計画

##### (1) 概要

###### 現行市税システムの現状

市税システムは大きく分けて、法人市民税、個人市民税、軽自動車税、収納滞納等を取扱うFIRSTシステムと固定資産税、特別土地保有税等を取り扱うFLEXシステムとがある。(各システムの関連及びデータ・フローについては別紙(資料1-1)を参照)特別土地保有税は一部電算化されておらず、事業所税、市たばこ税、入湯税は電算化されていない。

###### 新市税システムの概要

新市税システムでは全業務統合システムとし、全業務を電算化する。

新市税システムの導入は平成14年度と平成17年度と2回に分かれる予定である。(各システムの関連、データ・フロー及び個別システムの導入年度については別紙(資料1-2)を参照)

###### 新市税システムの特徴

##### イ) 税総合システムの構築

宛名の一元化とともにオンライン処理を大幅に増やして情報の即時性を図り、課税から収納、還付等までを総合することで事務の効率化、高度化を推進する。

##### ロ) 宛名の一元化

全業務の宛名情報を統一宛名コードで一元管理することで、効率的な課税、徴収、滞納整理を行う。

##### ハ) ペーパーレス化

電子記録によりデータ管理とオンライン画面検索による、情報共有化・即応化とスペース削減を実施する。

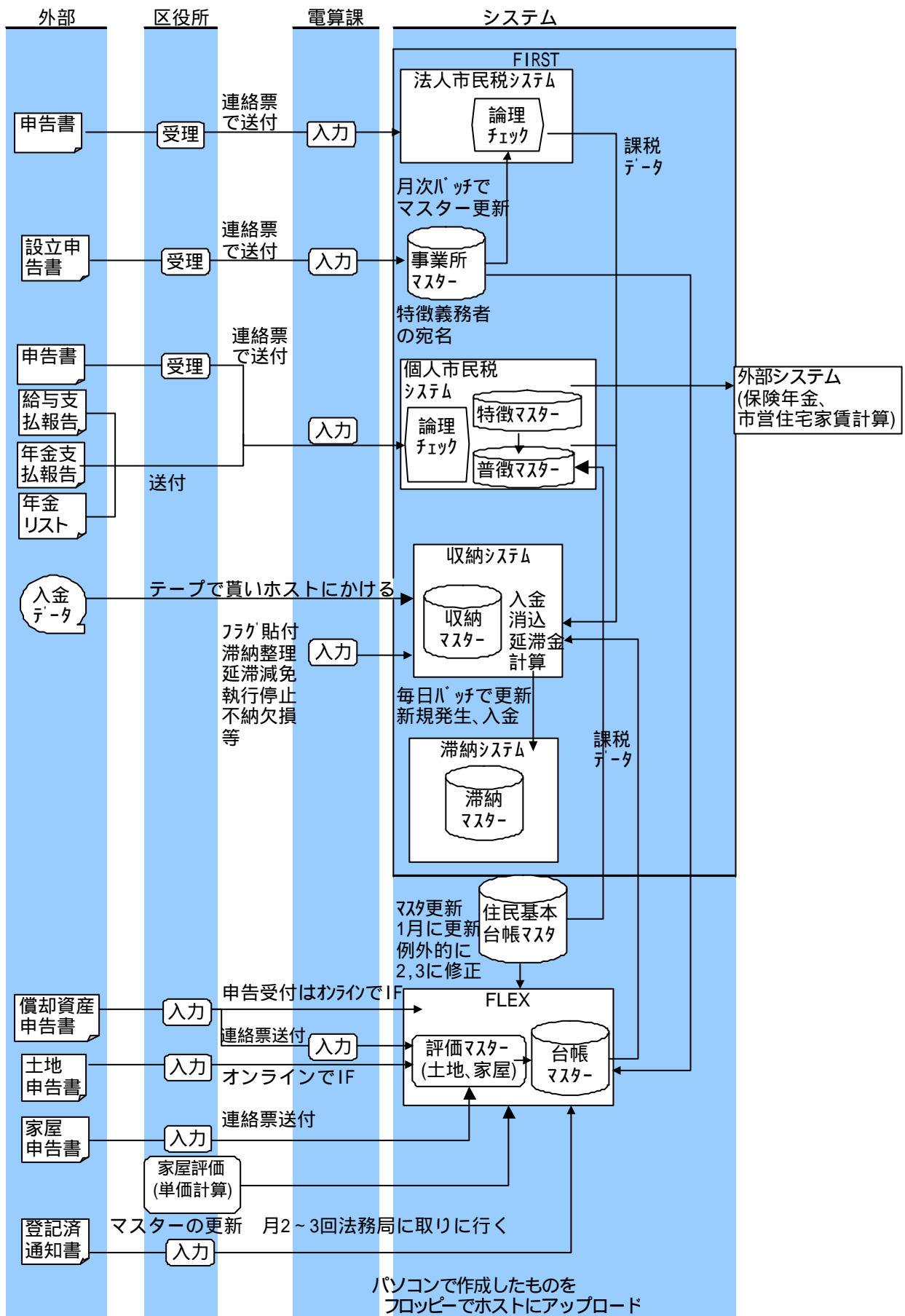
##### ニ) オンライン即時処理

課税資料入力、エラーチェック、納税通知書作成が即時に可能となる。

##### ホ) データバンク化

課税資料のデータ提供は市の他部門及び外部機関からの要求がさらに高まると予測されるため、必要なデータが容易に提供できるシステムを開発する。

(資料1-1)  
 税システムの概要(既存ただし、監査の対象とした税目に限る)



(資料1-2)

## 新市税システムの概要

### (1) 新市税システムで構築されるサブシステム

平成14年度稼働開始

#### 共通宛名システム

全税目の宛名情報を一元管理し、オンラインによる即時異動処理を行なう。

#### 収納滞納システム

各税目の収納状況を一元管理し、オンラインによる還付、充当、滞納整理、滞納処分、調書作成催告書作成等即時異動処理を行なう

#### ダウンリカバリシステム

本庁ホストコンピューターが作動できなくなった時、前日までの最新状態の現年度データについて証明書発行及び、情報の参照等を行なう。

#### 法人市民税システム

法人市民税の賦課情報を管理し、バッチ処理とオンライン即時処理併用により効率的異動処理を行なう。また、賦課情報のデータベース化により収納データベースとの整合性を実現する。

#### 個人市民税システム

個人市民税の賦課情報を管理し、バッチ処理とオンライン即時処理併用により効率的異動処理を行なう。また、賦課情報の異動は過年度分も収納データベースへの異動処理を電算化する。

平成17年度稼働開始

#### 固定資産税システム

土地・家屋・償却資産の賦課情報と特別土地保有税の賦課情報を管理し、オンラインによる即時処理を行なう。また、賦課情報の異動に伴い収納データベースへの即時異動処理を行なう。

#### 事業所税システム

事業所税の賦課情報を管理し、オンラインによる即時処理を行なう。また、賦課情報の異動に伴い収納データベースへの即時異動処理を行なう。

#### 市たばこ税システム

市たばこ税の賦課情報を管理し、オンラインによる即時処理を行なう。また、賦課情報の異動に伴い収納データベースへの即時異動処理を行なう。

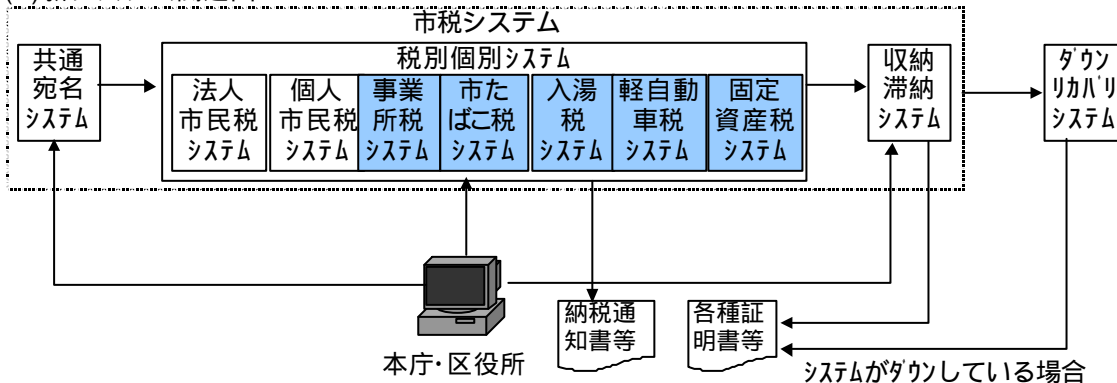
#### 入湯税システム

入湯税の賦課情報を管理し、オンラインによる即時処理を行なう。また、賦課情報の異動に伴い収納データベースへの即時異動処理を行なう。

#### 軽自動車税システム

軽自動車税の車両台帳、賦課情報を管理し、オンラインによる即時処理を行なう。また、賦課情報の異動に伴い収納データベースへの即時異動処理を行なう。

### (2) 新システム関連図



(2) 実施した監査手続

内部統制の評価

現状のシステムと新システムの概要把握のため、電算システムの概要<現行>、<開発中>及び関連資料を入手して、電算関係者からヒアリングを行い、統制上の問題事項を確認するとともに、新課税システムでの問題点に対する対応策を確認した。

(3) 監査の結果

1. 内部統制の評価

現行の市税システムには、統制上・業務上でいくつか検討すべき点がある。

以下はヒアリングの範囲内で検出された検討すべき点である。

システム名	業務内容	問題点
イ 共通	データ入力	FIRSTシステムへの入力情報は情報システム課で行われるため、区役所等で補足した新規のマスターや申告書は連絡表で情報システム課に送ることになる。そのため <u>入力、入力チェックまでに時間がかかり職員の労働に負荷がかかる</u> とともに、 <u>誤入力の可能性が高くなる</u> 。例えば入力チェックの場合では区役所で登録申請書を受け、情報システム課に送り、情報システム課で入力する。入力チェックは区役所で行うため、 <u>プルリストは区役所職員が本庁に取りに来る</u> 。
ロ 共通	宛名マスター	宛名情報を各税システムで持っていて、 <u>コード等統一性がないためマスターメンテナンスに手間がかかる</u> 。同一先への市税の債権の合計額が判らない場合があり、滞納処理が効率的ではない(現行では滞納管理での名寄せは判明しているのみ行なわれている)。
ハ 共通	権限	各庶務担当から情報システム課に連絡表を送付して入力するためシステム権限の変更が即時対応できない。権限を個人別に設定するため <u>手間がかかる</u> 。

二 個人市 民税	普徴、特徴 マスター	普徴マスターと特徴マスターが別々になっていて、 <u>特徴マスター内でしか移動がかけられない</u> 、普徴マスターと特徴マスター間の移動の手間がかかる等の問題があり、事務処理上手間がかかっている。
ホ 収納	課税データ 更新	各税システムからの課税データのインターフェースが月次バッチによる場合が多く、 <u>収納マスターの内容が最新のものではない</u> 。過納付があった場合には、還付の処理に2週間かかり、先方への通知に最大1月かかることがあった。
ヘ 法人市 民税	課税情報	課税専用のデータベースがなく <u>収納データベースで課税データと収納データを管理しているため、処理に手間がかかる</u> 。例えば申告書に間違いがあった場合、いったんは正常に完了したデータを、税額修正連絡票をもとに週次バッチで修正することになる。
ト 収納/ 滞納	収納/滞納	<u>滞納の状況がシステムでは分からず、全体の状況が把握できないため、滞納管理が効率的に行えない</u> 。個別の滞納状況を確認するためには滞納整理カードを見る必要がある。  不納欠損の処理が遅延しがちである。

上記のとおり既存の市税システムは業務上、統制上の問題を内包しているため、新市税システムを早急に構築して上記問題点を解決するとともに効率的な業務を実現、高度な情報提供に資するようにすべきである。

現状の市税システムの問題点に対する新市税システムの対応策は以下のとおりであり、新市税システムでは上記問題点は概ね解決するものと期待される。

システム名	業務内容	問題点	新システムの対応
イ 共通	データ入力	上記のとおり	マスター類、申告書の入力については区役所で行えるようにする。プルリストも区役所で出力できるようにする。
ロ 共通	宛名マスター	同上	共通宛名システムを作成して統合的に宛名を管理する。

ハ 共通	権限	同上	各庶務で権限グループを各人に貼り付け、所属長が承認して発効する。 権限グループを作成して、各業務に標準権限範囲を設定する。
二 個人市民税	普徴、特徴マスター	同上	マスターを一本化する。
ホ 収納	課税データ更新	同上	バックとオンラインを使い分け、即時性を向上させる
ヘ 法人市民税	課税情報	同上	課税情報のデータベースを作成し、収納データベースとの整合性を実現する。
ト 収納滞納	収納滞納	同上	滞納区分が 20 種類あり、ステータスを管理できるようにする。 時効になったものを自動的に不納欠損可能にする

## 2. 固定資産税の課税事務の執行状況について

### (1) 課税の根拠及び事務手続の規範

固定資産税の課税は法第 341 条以下第 441 条まで、及び法附則第 15 条以下第 16 条の 2 までの規定により行なわれる。また条例については、福岡市市税条例（以下「市税条例」と略）第 1 条以下第 11 条まで、第 36 条以下第 58 条までの規定によっている。

このほか、地方税法施行令及び同附則、福岡市市税条例施行規則、福岡市事務分掌条例及び福岡市事務分掌規則、福岡市事務決裁規定、福岡市税務事務取扱要領、固定資産評価基準等により実際の事務手続が進められる。

### (2) 固定資産の種類（課税客体）

固定資産税の課税対象となる固定資産とは、土地、家屋、償却資産を総称するものである（法第 341 条）。

### ( 3 ) 納税義務者

固定資産税は当該固定資産の所有者が納税義務者となる（法第 343 条）。ここで、固定資産の所有者とはそれぞれ以下の者をいう。

土地：土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者

家屋：建物登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者

償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されている者

上記の規定によれば、固定資産の使用ではなく、所有に対して課税されるところに固定資産税の特徴がある。なお、一定の条件下では現に使用している者を所有者とみなす、いわゆるみなし所有者の規定も設けられている。

### ( 4 ) 課税標準

固定資産税の課税標準は、土地・家屋については原則として基準年度の賦課期日現在の価格で課税台帳に登録されているものをいい、償却資産については賦課期日における価格で課税台帳に登録されているものをいう。

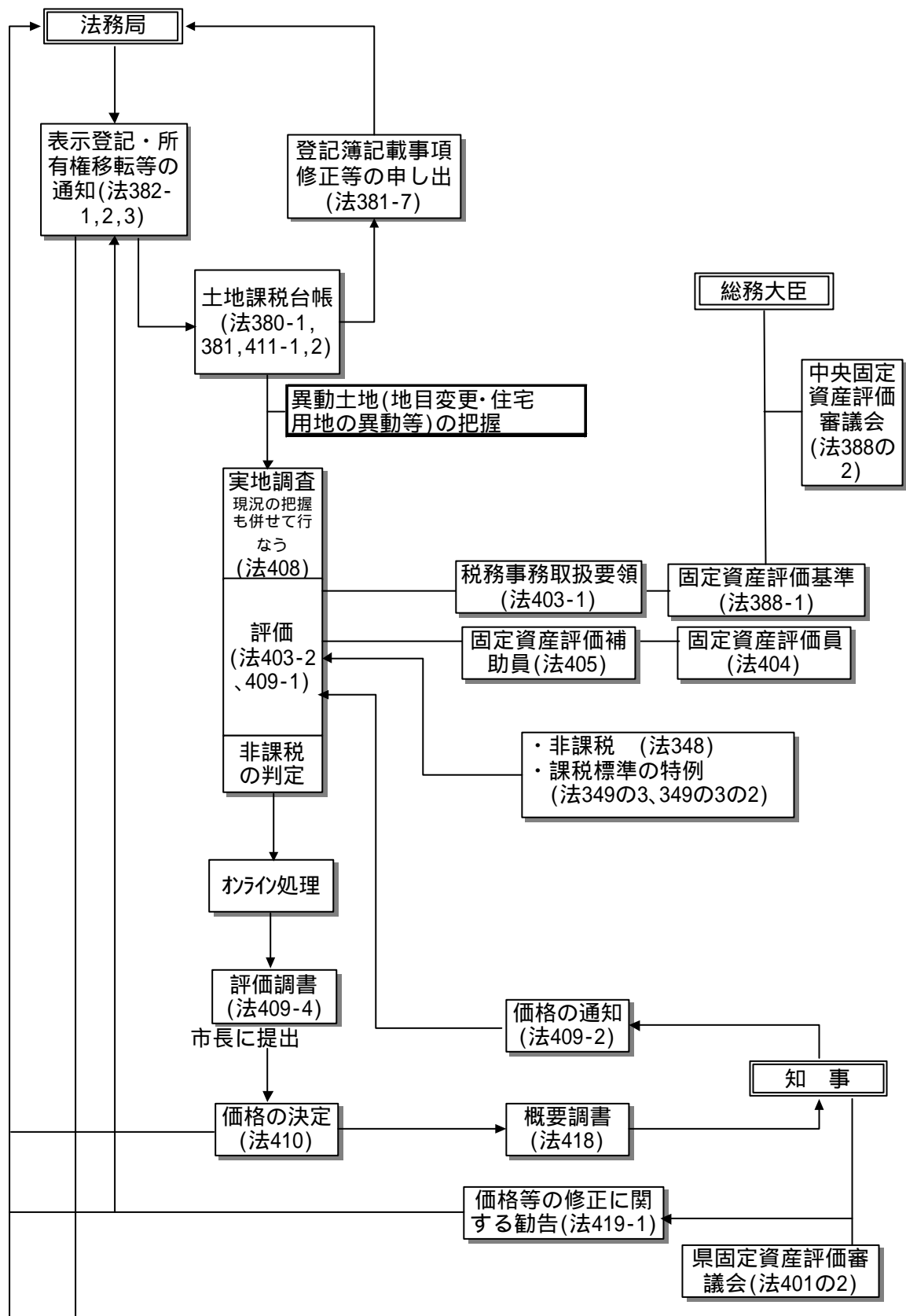
## A. 土地に係る固定資産税

### ( 1 ) 概要

事務処理手続の流れは別紙「資料 2 - 1」のとおりである。

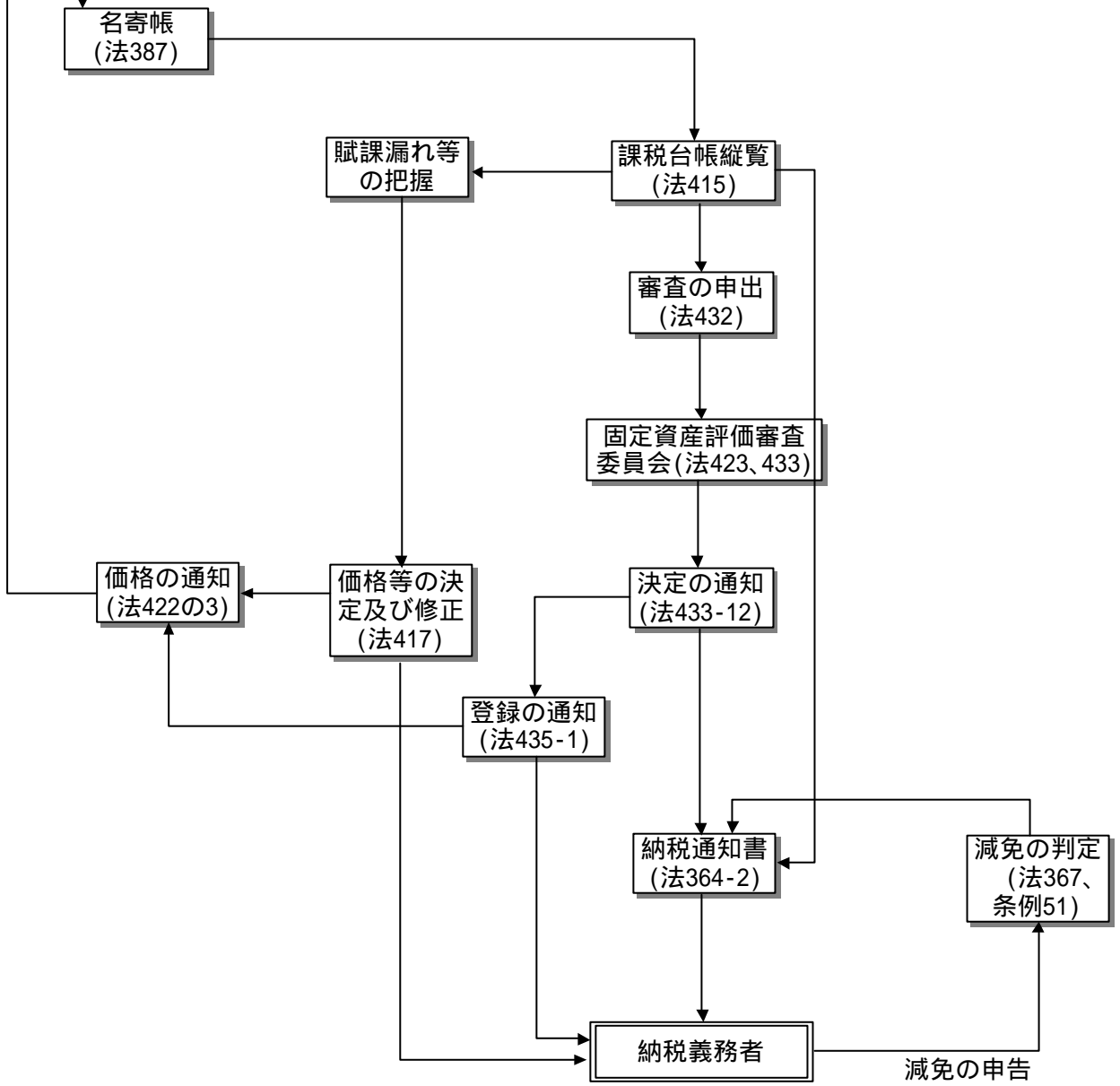


(資料2-1)  
 固定資産税(土地)に関する事務の流れ(1/2)



(法務局へ) (表示登記の取得件移転等の通知から)

固定資産税(土地)に関する事務の流れ(2/2)



「法」は地方税法を指す

土地に対する固定資産税の課税にあたっては、法 403 条により市長は固定資産の価格を決定しなければならないが、法 403 条第 2 項により固定資産の評価に関する事務に従事する市の職員はあらゆる方法によって、公正な評価をするように努めなければならないとされている。

#### 課税客体の補足

法 382 条に基づき、月 3 回法務局に出向き表示登記、所有権移転等の通知を入手している。その他以下の資料を参照して課税客体を把握している。

- イ) 農業委員会への農地転用の届出
- ロ) 建築局 新增改築家屋評価資料 確認申請書
- ハ) 市販の住宅地図
- 二) 担当者による実地調査

#### 土地の評価

法 404 条及び市税条例第 54 条により市議会の同意を得て固定資産評価員 1 人を選任し、法 405 条の規定により各区固定資産税課及び市役所資産税課職員を固定資産評価補助員に選任して固定資産評価員の職務を補助させている。

法 408 条により実地調査を行う。所有権移転、分筆、合筆等の異動があった土地については全件調査し、3 年毎の評価替えでは全ての街路を実地調査している。

法 409 条第 1,2 項により固定資産の評価を行い、法 409 条第 4 項により評価調書を作成して市長に提出している。法 410 条により市長は評価調書を受領したら、これに基づいて 2 月末日までに固定資産の価格を決定する。

#### 納税通知書の作成・交付

法 364 条の規定により納税通知書を作成して、納税者に交付する。

#### 課税台帳の整備

法 380 条第 1 項に従い、固定資産課税台帳を整備し、法 381 条に記載されている登録事項を登録し、法 411 条により決定した価格を固定資産税課税台帳に登録する。法 415 条第 1 項により 3 月 1 日から 20 日以上の期間、固定資産税課税台帳又はその写しを縦覧に供する。

#### 課税標準計算における負担調整措置

宅地等の土地については、平成 6 年度から評価水準の見直しが行われ、固定資産税の課税標準の基礎となる評価額を算出するための標準宅地について、地価公示法に定める公示価格（以下「公示地価」と略）及び不動産鑑定士等の鑑定評価額の 7 割を目途とし

て定めることとされた。これに伴い、評価額の大幅な見直しが行われたが、税負担の均衡を図る趣旨から、課税標準については負担水準及び価格下落率による負担調整措置がとられている。具体的には、前年度の課税標準額に負担調整率を乗じて当年度の課税標準額が求められる。

しかしながら、当該負担調整措置については負担調整の段階が細分化され、場合分けが複雑なものとなっている。平成 12 年度の場合、宅地及び農地の負担調整率は以下のとおりである。

区分	負担水準 注 2	負担調整率
住宅用地	0.8 以上	1.00
	0.4 以上 0.8 未満	1.025
	0.3 以上 0.4 未満	1.05
	0.2 以上 0.3 未満	1.075
	0.1 以上 0.2 未満	1.10
	0.1 未満	1.15
(価格下落率 0.12 以上) 注 1	小規模住宅用地：0.55 以上	1.00
	その他住宅用地：0.50 以上	1.00
商業地等	0.75 超	0.75 まで引き下げ 注 3
	0.6 以上 0.75 以下	1.00
	0.4 以上 0.6 未満	1.025
	0.3 以上 0.4 未満	1.05
	0.2 以上 0.3 未満	1.075
	0.1 以上 0.2 未満	1.10
	0.1 未満	1.15
(価格下落率 0.12 以上)	0.45 以上	1.00
農地	0.9 以上	1.025
	0.8 以上 0.9 未満	1.05
	0.7 以上 0.8 未満	1.075
	0.7 未満	1.10

注 1：平成 9 年度～平成 11 年度までは価格下落率 0.25 以上

平成 11 年度課税標準額

2：負担水準 =  $\frac{\text{平成 11 年度課税標準額}}{\text{平成 12 年度評価額 (X 住宅用地特例率)}}$

3：平成 9 年度～平成 11 年度までは 0.8 まで引き下げ

## (2) 実施した監査手続

### 内部統制の評価

土地への固定資産税課税業務が地方税法どおりに行なわれていることを検証するために「固定資産税(土地)に関する事務の流れ」を入手して現在の状況について下記のヒアリングを行うとともに、関連資料を入手して内部統制の整備・運用状況を検討した。

- イ) 各業務の内容及び業務の流れ
- ロ) 各業務における牽制組織の整備運用状況、チェック、承認体制

### 土地評価のテスト

平成 12 年度に異動があった物件を異動処理簿から任意に選び、その周辺をブロックで抽出して、標準宅地とともに下記の調査を行った。

- イ) 選択したブロックにおける土地評価調書、路線価算出表、土地課税台帳、異動処理簿、字図が相互に一致することを確認した。
- ロ) ブロックにある街路について、標準宅地と比較して路線価算出表の条件を実地調査及び地図にて確認した。
- ハ) 土地評価調書の計算が正しく行われていることを実地調査した。
  - a) 地目が実際の土地利用と一致すること
  - b) 不整形補正等比率率が実際の土地条件を反映していること
  - c) 異動が現実の土地利用を反映していること
  - d) 調整課税標準額の計算が規定とおりに行われていること

### 非課税・減免のレビュー

#### イ) 非課税

平成 12 年度の非課税ファイルをレビューして、必要な承認(課長)があること、非課税を判断するのに必要な書類(固定資産税・都市計画税非課税申告書、固定資産(土地)価格等の決定または修正伺、図面(写真)、登記簿、覚書(契約書)等)が添付されていることを確認した。

#### ロ) 減免

減免申請書に申請者の署名捺印がなされていること。固定資産税・都市計画税減免伺が適切に承認されていること。減免を判断するのに必要な書類が添付されていること。その他の事由見直しにかかる減免調査書協議書をレビューして減免に妥当性があることを確認した。

#### 土地審査申出のレビュー

審査ファイルをレビューして、件別に通知書、決定書、添付資料(見取り図、鑑定評価書、照会書等)がファイルされ、必要な承認(課長)がなされていることを確認した。

一部認容となった案件について認容理由を調べ、評価に問題がなかったか検証した。

#### 負担調整措置の検証

土地については複雑な負担調整計算が毎年度行われることから、各年度の負担調整の手续が適正に行われているかどうか重要な監査上の検討事項となる。

そこで、平成9年度から12年度にかけての各年度について、特定地点の負担調整の状況を検証し、負担調整計算が適切に行われているかどうか検討した。

具体的には、博多区、東区、中央区内の地価公示標準地点及び県地価調査基準地点から任意に対象を抽出し、課税台帳を閲覧するとともに、計算調べを行うことにより、平成9年度から平成12年度までの負担調整措置の状況を検証した。

抽出したサンプル数は博多区14地点、東区14地点、中央区16地点である。

### (3) 監査の結果

#### 内部統制の評価

各区での土地に対する固定資産税課税の事務は基本的に同じである。

土地に対する固定資産税課税事務及び内部統制の整備・運用状況は以下のとおりであり、土地の実地調査及び評価について、必ずしも十分ではないと思われる点を除いては特に大きな問題はなかった。

内部統制項目	処理内容
(1) 法務局からの登記済通知の入手	
法務局から入手する表示登記、所有権移転等の通知の入手頻度	一ヶ月に3回、法務局にて入手する。
法務局から入手する表示登記、所有権移転等の通知の入力チェック	入力後、担当者が相互に画面でチェックする。

入手した登記済通知に漏れがないことの確認方法	福岡法務局は登記済通知と同時に発行済通知書一覧表を作成するのでこの表とチェックしている。
入手した登記済通知が全て課税台帳に反映されていることの確認	固定資産課税台帳は市役所ホストコンピュータに登録されており、登記済通知書の入力区固定資産税課で行っている。課税台帳の入力確認は、登記済通知書に入力チェック欄を設けるとともに画面確認を行う。同時に枳から出力される価格通知書や登記資料箋ともチェックする。
(2) 土地の評価	
登記内容の変更が遅滞なく反映されているか	土地評価額はその年の1月1日の現況による。変更があれば、その年度に調査を行っている。また地目の変更があった場合は、あくまで現況で評価するため、登記地目と異なっても課税上問題とならない。
実地調査を行う選択基準	区役所で異動を把握した物件。表示登記、所有権移転登記、新增改築家屋評価資料、農地法による届出、区画整理仮換地指定通知等の資料及び実地調査により把握している。 博多区役所や東区役所では毎年重点地域を決めて5年くらいで一巡するように調査を行っている。中央区役所では年間2,000件前後で全筆数の6%くらいである。
登記済通知書で確認できない異動の把握方法	その他参照する資料  農業委員会への農地転用の届出 建築局 新增改築家屋評価資料 確認申請書 担当者が現地調査 市販の住宅地図
担当者が作成した評価調書の検査状況	係長が次年度土地評価異動調査票、評価図、路線価図等とチェックする。

<p>鑑定評価を行う標準宅地の選定</p>	<p>基準宅地は、全市町村において選定されるもので、市街地宅地評価法を適用して市内で最高の路線価を付設した街路に隣接する標準宅地を基準宅地として選定している。標準宅地は宅地の利用状況を基準として区分した地区ごとに、当該地区における主要街路に沿接し、路線価付設の拠点になる宅地で、奥行、間口、形状等の画地条件が当該地域において標準的なもの。</p>
<p>評価の入力チェック</p>	<p>1係で登記済通知等を元に異動処理簿を打ち出す。2係で実地調査を行い、次年度土地異動調査票を担当者が作成し、係長が検印する。次年度土地異動調査票を担当者が入力し、土地評価調書を打ち出し、入力者が突合する。</p>
<p>(3) 非課税、減免</p>	
<p>非課税認定の手續</p>	<p>道路に使用されている土地、宗教法人の宗教施設、学校法人の学校施設に使用されている土地が主なものである。手續は申告者が非課税申告書を作成し、必要書類(図面、写真、登記簿、覚書等)を添付して提出する。係員等がチェックして、課長が承認する。ただし、道路については、異動等の実地調査時に区担当者が調書を作成して、所有者の同意を取ることもある。</p>
<p>減免認定の手續</p>	<p>担税力が減少したものに対して減免する。災害、生活扶助等。1月1日以降に国、地方自治体を買収した場合。</p> <p>新規事例及びその他の重要なものの手続： 申請者が固定資産税・都市計画税減免申請書を必要な添付書類とともに提出する。</p> <p>担当者が調査を行う。</p> <p>調査結果及び区の意見を付して税務部長に協議する。</p> <p>税務部長決裁により市長が決定する。</p>



### 田畑山林の評価

現在の田畑の評価方法は以下のとおりである。

- イ) 中央固定資産評価審議会(自治省(現 総務省))にて各県の基準田畑山林の基準地価格及び昨年比が決定され、福岡県に通知される。
- ロ) 県は福岡市に対し、基準地価格についての意見を求める。市は県に意見書を出す(意見なしで出している)。
- ハ) 福岡県が福岡市の基準地価格を決定して、福岡市に通知する。
- ニ) 市は基準地価格との均衡を考慮して標準地の適正な時価を決定する。
- ホ) 標準地の単位あたり評点数に比準割合及び当該土地の地積を乗じて、各筆の評点数を求め、評点あたり価格を乗じて評価額を決定する。

中央固定資産評価審議会での基準地の価格は福岡県では過去 30 年あまり、ほとんど変更がなく、また福岡県が行う福岡市の基準田畑山林の評価も中央固定資産評価審議会が決定した昨年比を使用するため、同じくほとんど変更がないままとなっている。

固定資産評価基準によれば、本来田畑山林(調整区域内)の評価は生産力に着目し、耕作及び山林経営を目的とした売買実例価額をもとに評価することになっている。しかし、福岡市の評価は過去 30 年以上ほとんど変更されていない。これは、国及び県が決定し、市に通知してくる基準地価格が上述のように据え置かれたままとなっており、これとの均衡を考慮した結果である。なお、平成 12 年度での福岡県及び福岡市の基準田畑山林の評価額は以下のとおりとなっていた。

上記評価方法が手続としては問題ないものであるとしても、本来の評価基準に照らせば、売買実例価格をもとに価格が決定されるべきである。しかし、実際に農業経営を目的とする売買実例価格は福岡市の場合実例が確かめられず、上記の評価結果が妥当であるかどうかについては、確認できなかった。

		場所	基準地価格		変動割合 H12/H9
			円/千㎡	円/坪	
福岡県	田	甘木市	174,400	576	100%
	畑	甘木市	82,800	273	100%
	山林	矢部村	53,120	175	100%
福岡市	田	西区福重	127,545	421	100%
	畑	早良区四箇	49,332	163	100%
	山林	早良区大字西入部	35,801	118	100%

### 土地評価のテスト

土地の実地調査では博多区(吉塚三丁目6街路6筆)、東区(箱崎一丁目5街路13筆、青葉三丁目6街路10筆)、中央区(白金二丁目5街路8筆、大名一丁目6街路7筆)の5箇所28街路44筆を調べた。うち5箇所全てで路線価算出表、土地評価調書等との差異があった。価格調査基準日(平成11年1月1日)以降で実態が変わったものもあるが、明らかに価格調査基準日以前から差異があったと思われるものもある。

一部を抽出して実地調査しただけで以下のような差異が見られたことから、他にも差異があるのではないかと疑義が生じる。今回の調査範囲内では大きな問題となるような差異はなかったが、評価額が大きく変わる差異が存在する可能性も否定できない。昭和50年代と昭和60年代には全筆の調査を行ったと聞いているので、段階的にでも同じような全筆の調査を検討する時期ではないかと考える。

#### イ) 博多区

実地調査の結果、以下のとおり路線価算出表、土地評価調書等と差異があった。

A街路は路線価算出表の幅員2.7mであるが、途中より幅1.3mの水路があり、コンクリートで蓋しているため約4mの幅がある。

B街路は路線価算出表の幅員2.8mであるが、道路が拡張されており約4mになっている。

C街路は街路樹「無し」となっているが実際には街路樹が整備されている。

#### 区役所からの返答

A街路：道路の一定個所で幅員が異なる場合には、路線価の要因を通常狭い幅員で判断する。しかし当該街路は道路の途中で明確に幅員が異なるため、次回基準年度(平成15年度)より路線を分割する。

B街路：上記同様のため、次回基準年度(平成15年度)より路線を分割する。

C街路：街路樹の整備は平成12年3月に完了したもので、価格調査基準日(平成11年1月1日)の判断としては適正である。次回基準年度(平成15年度)より街路樹「有」に変更する。

ロ) 東 区

- a) 実地調査の結果、以下のとおり路線価算出表、土地評価調書等と差異があった。

青葉三丁目で路線価算出表では側溝「無蓋」となっているが実際には「有蓋」である街路が5つあった。

また、土地評価調書では非住宅で実際には住宅が建設されているものが5あった。

**区役所からの返答**

上記差異は何れも価格調査基準日以降の平成12年に分譲された土地であり、上記検出事項は平成11年度の調査以降に実態が変更したものである。

- b) 箱崎一丁目で合併評価すべき土地があった。

A氏個人所有の土地が5筆ある。その横にA氏が代表を務める宗教法人の土地があり、A氏はそちらに居住している。個人所有の土地は大きく分けて、貸地と空き地に分かれるが、各筆の分布と土地の利用状況は一致していない。

評価は個人名義の土地を一体とみなし貸地と空き地を合併評価している。しかし、目視の限りでは貸地と空き地の間は塀トタン等で区切られていて一体として利用できない。逆に個人名義の空き地と宗教法人名義の土地は境が明確でなく樹木等で覆われていて、一体として庭として使用されているようにも見える。

個人名義の空き地と宗教法人名義の土地を一体として利用しているのであれば合併評価すべきである。

**区役所からの返答**

固定資産の評価においては、個人名義の土地をそれぞれ2つに区分し、借地人が利用する部分を一画地とし、それぞれの残りの部分は法人名義の土地と合わせて一画地とするのが妥当なため、平成14年度に画地の見直しを行うとのことである。

八) 中央区

a) 土地評価調書における合併評価について

- ・ 白金二丁目で登記上は別々の3筆の土地が1戸の住宅の敷地として使われていた。評価においては3筆の土地は合併評価するのが妥当である。
- ・ 白金二丁目で2筆を同一人が所有していて、一方は本人の自宅として使用し、一方はアパート(6戸)として利用していた。住宅認定では一体として双方小規模住宅になっているが、画地評価では別々に評価していて統一性がない。

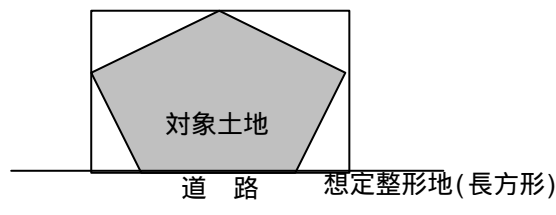
**区役所からの返答**

- ・ 3筆の評価については数筆の土地を一体利用されている場合、数筆を一体として評価することが評価基準に則った評価の仕方となる。従って本件については、見直して対応する。
- ・ 15年基準年度より、片方をアパート部分と居住部分に分けて、住宅認定及び画地評価をアパート部分と居住部分に分けて処理する。

b) 不整形の適用について

不整形の補正率の計算は以下のように計算される。

- ) 対象土地の想定整形地の地積を計算する(間口\*奥行)。



- ) 対象土地の登記地積と想定整形地の計算地積を比較する。  
両者を比較して不整形の補正率を求める。  
(10%以上の差異がある場合には補正される(10%未満では補正率が1.0))

実地調査において字図と実際が一致しておらず、計算上の地積が登記地積と一致しないのが白金二丁目で1件、大名一丁目で1件あった。

不整形の補正率計算が正確であるためには、字図及び登記簿地積が正確であることが必要であるが、実地調査の結果では字図及び登記簿地積が必ずしも正確ではないようである。

評価担当者は字図が必ずしも正確ではないことを念頭に置いて、必要であれば道路台帳図を参照したり実地調査を行うようにして正確に評価を行うように心がけるべきである。

#### **区役所からの返答**

評価基準上、土地の評価は原則として、登記地積によることとされている。例外として、想定整形地が評価対象画地の地積(登記簿地積)より小さくなる場合等、字図が極端に歪んでおり、現況に即した評価が出来ない場合は道路台帳を用いて蔭地割合を求める場合がある。上記例では字図の極端なゆがみは見受けられないため、評価は道路台帳ではなく、字図による。

#### 非課税・減免手続の検討

##### イ) 非課税手続について

博多区において平成12年度の非課税ファイルをレビューした。東区では平成12年度の非課税ファイルから任意に6件を抽出してテストし、中央区では平成12年度の非課税ファイルから任意に4件を抽出してテストした。

その結果、固定資産税課課長の承認がなされており、非課税を判断するのに必要な書類(固定資産税・都市計画税非課税申告書、固定資産(土地)価格等の決定または修正伺図面(写真)、登記簿、覚書(契約書)等)は全て添付されていた。この結果から、各区役所の土地に係る固定資産税非課税の手続きは適正に行われていると判断する。

##### ロ) 減免手続について

博多区において平成12年度の減免ファイルをレビューした。東区では平成12年度の減免ファイルから任意に6件を抽出してテストし、中央区では平成12年度の減免ファイルから任意に4件を抽出してテストした。

その結果、減免申請書への申請者の署名捺印、固定資産税・都市計画税減免伺上での承認、減免を判断するのに必要な書類の添付は全て行われていた。

この結果から、各区役所の土地に係る固定資産税減免手続は適正に行われていると判断する。

#### 土地審査申出のレビュー

博多区、東区、中央区のいずれの区でも一部認容となっているものは、大部分が平成9年の課税計算方法が変更された時に不整形地補正の適用違いがあったものであり、不慣れであったためである。次年度からは適正に計算されており、審査で同じ理由で一部認容された例はない。それ以外に区役所の計算間違いは認められていない。

年度別に審査ファイルを作成しており、通知書、決定書、陳述書、添付資料(見取り図、鑑定評価書、照会書等)を適切に保存していた。

#### 土地に係る負担調整措置の状況

負担調整計算は全てシステム内で自動計算されている。また、負担水準と価格下落率との組合せは11とおりに分類され、その結果は課税台帳上にA～Kの記号で明示されている。

サンプルとして抽出した特定の地点について計算調べを行った結果、平成9年度から平成12年度までの各年度の負担調整計算に誤りはなかった。また、負担水準が変動し、前年度と異なる負担調整率を用いるべきものについては、全て適切な負担調整率が用いられていることが確かめられた。

#### 土地の評価水準について

「固定資産評価基準」の経過措置においては、標準宅地の適切な時価を求める場合には公示地価等の7割を目途として評定するものとされている。ただし、これはあくまでも「目途」であるから、厳密に評価額が公示地価の7割であることを要求するものではなく、評価額が7割前後の一定の範囲内にあることを求めるものである。

ここで、「土地に係る負担調整措置の状況」で検討対象として抽出した、国土交通省公示地価における標準地の公示価格又は都道府県地価調査における基準地の調査価格と平成12年度の評価単価とを比較した結果、以下のとおりであった。

公示地価等に対する 評価単価の割合 注	博多区 件数（構成比）	東区	中央区
80%超	-	-	-
75%超 80%以下	-	-	1 (6.2%)
70%超 75%以下	8 (57.2%)	5 (35.7%)	2 (12.5%)
65%超 70%以下	3 (21.4%)	6 (42.9%)	1 1 (68.8%)
60%超 65%以下	3 (21.4%)	2 (14.3%)	2 (12.5%)
60%以下	-	1 (7.1%)	-
合計	1 4 (100%)	1 4 (100%)	1 6 (100%)

注：公示地価は都道府県地価調査「地方都市の変動率」により修正した価格による

上記の結果中、東区の60%以下の物件は再開発計画による土地区画整理中のため評価額が据え置かれている。また、中央区の75%超の物件は76%の割合となっており75%を少し超過しているのみである。

この結果から、公示地価等に対する評価単価の割合は7割(70%)を中心とした上下10%以内に全体の95%が収まっており、7割評価が概ね達成されているものと判断される。

## B. 家屋に係る固定資産税

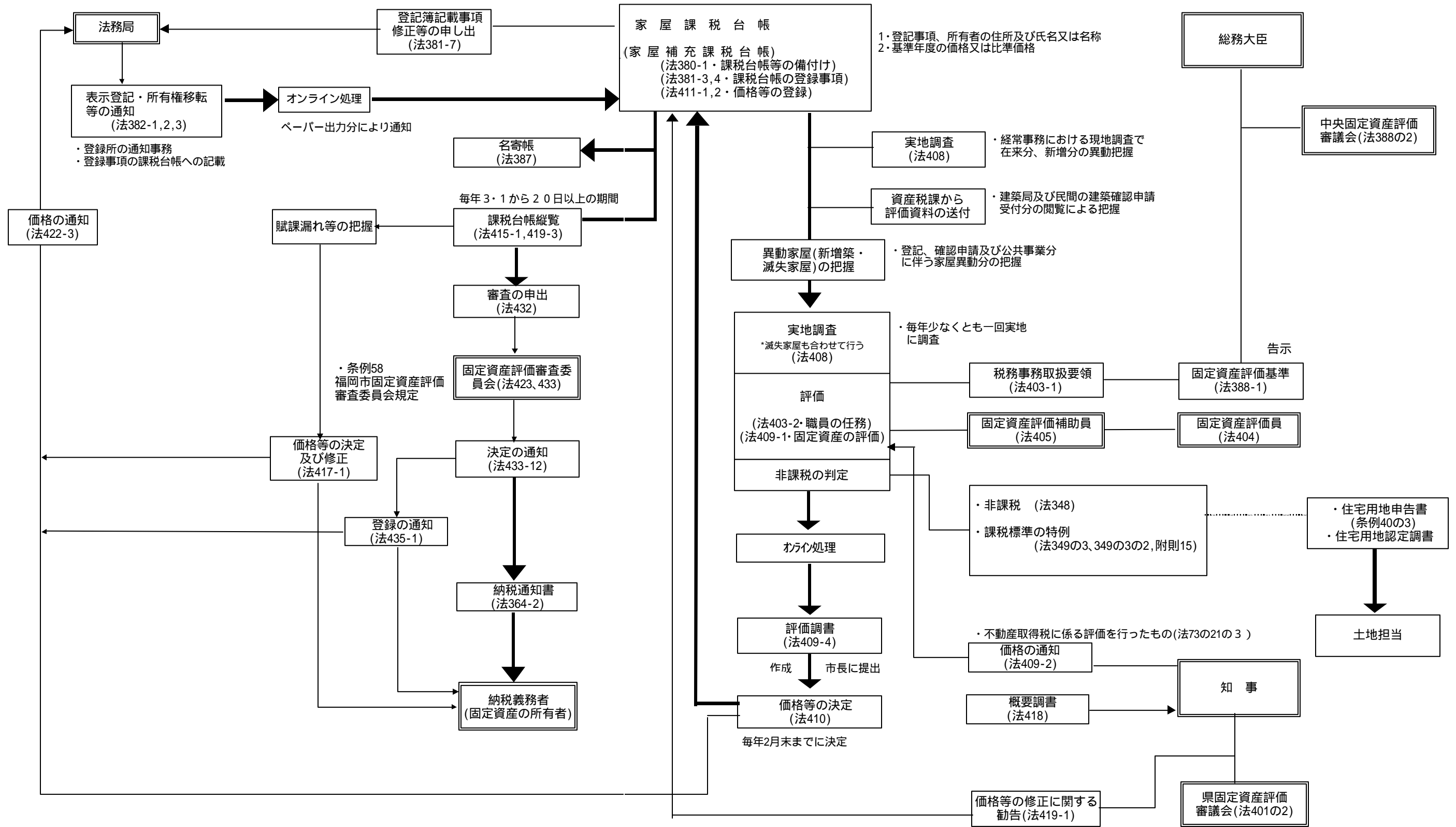
### (1) 家屋に対する固定資産税課税事務手続の概要

家屋に対する固定資産税の課税にあたっては、家屋の異動状況を把握し、課税標準の基礎となる家屋評価額を算出する必要がある。具体的な事務手続は「固定資産評価基準」及び「福岡市税務事務取扱要領」により行われている。

家屋に対する固定資産税課税事務の流れは別紙「資料2 - 2」のとおりである。

(資料2-2)

### 固定資産(家屋)に関する事務の流れ



注：( )内の数字は、地方税法の条項を掲げているものであり、印は、市長が行うこととされている事項である。



### 課税対象の異動状況の把握

家屋の新築や所有権の移転があった場合、当該物件に関する所有者等の情報は登記簿に記載されるのが通常である。法第 381 条第 3 項では家屋課税台帳に不動産登記法第 91 条に掲げる事項を登録することとされており、また、法第 382 条第 1 項では、登記所が土地又は建物に関する登記を行ったときは 10 日以内に当該物件の所在地の市町村長に通知することとされている。

これを受けて、市では法務局から「登記済通知書」を入手し、家屋の異動に関する情報を入手している。

しかし、家屋の新築等があっても登記が行われない場合も考えられる。また、家屋の異動と固定資産税賦課日、登記日とのタイムラグにより、課税データ収集の手段としての「登記済通知書」が利用できない場合がある。

そこで、市では建築局に提出された建築確認申請書から抽出されたデータ（「建築計画概要書」）を用いて課税対象の異動状況把握の手段としている。当該データは市役所の資産税課が受け取り、「新增改築家屋評価資料カード」（以下、「評価資料カード」と略）として各区役所の評価担当部署に配布される。

また、これ以外にも用地買収の資料や通覧（評価担当者が担当地区を巡回し現況把握すること）による調査を行っている。

### 建築家屋評価

家屋評価事務は「固定資産評価基準」（自治省（現、総務省）告示第 158 号 昭和 38 年 12 月 25 日）第 2 章及び「固定資産評価基準解説」、並びに「福岡市税務事務取扱要領」にしたがって行われている。

新築家屋評価の場合、評価員が調査対象家屋を訪問し、家屋の内容を調査したうえで、所定の事項を家屋評価用ソフトウェアに入力することにより評価額が算出される。実地調査にあたっては区役所の固定資産税課職員が担当地区内の家屋を一人で調査している。

また、評価替の場合には、標準家屋を選定し、新築家屋と同様の評価を行って、これと従前の価格を比較することにより変動率を算定する。このようにして求められた変動率を乗じて新しい（評価替え後）価格が求められる。

### 評価額計算

計算方法としては部分別評価法と比準評価法とがある。部分別評価法は、家屋の屋根、基礎、外壁、内部仕上等の各部分別に再建築費（同様の家屋を再建築する場合に要する費用の額）を積算する方法である。

これに対して、比準評価法は二階建ての住宅について標準家屋を選定し、あらかじめ標準家屋の部分別評価法による価格を算定しておき、調査対象家屋と標準家屋との程度の差を調整することにより、評価額を算定する方法である。

評価額計算は上述のとおり、総務省の固定資産評価基準に従って行われるのであるが、実際は評価ソフトウェアを用いて計算している。それぞれの方法によりインプットの方法が異なっており、部分別評価法では各項目をOCRの入力帳票に書き込み、これを読み取り入力する。これに対して比準評価法では各区役所の固定資産税課内にスタンドアロンのパソコンが設置されており、評価ソフトウェアは当該パソコン上で係員がこの端末に直接入力することにより機能する。

### 賦課事務

計算された家屋評価額はフロッピーディスクにデータとして保存され、本庁に送付される。本庁ではデータをFLEXシステムに取り込むことにより課税台帳を作成する。

アウトプットされた課税台帳は各区役所に戻され、所内の所定の決裁手続を経て課税台帳として成立する。その後、縦覧に供され、当該課税台帳をもとに年税額を決定し、納税義務者に通知する。

## (2) 実施した監査手続

### 捕捉に関して

課税対象の異動状況把握の基礎となる資料（登記済通知書、評価資料カード）を閲覧し、資料の活用状況を検討した。

異動状況が正しく課税台帳に反映されていることを確かめるために、登記済通知書の一部のデータについて、台帳への記載又は台帳からの削除の状況を確認した。

評価資料カードについては、往査を実施したそれぞれの区役所で、一定の地域を抽出し、往査日現在の全件についてカードを閲覧した。また、年末に完成予定となっている物件や、長期間未完成のままとなっているものについて、往査日現在の状況を質問することにより、調査もれがないかどうか、現況調査の実施状況は妥当なものであるか検討した。

#### 建築家屋調査及び評価額計算

博多区、東区、中央区のそれぞれで任意の物件を抽出し、評価資料を閲覧することにより評価事務の妥当性を検討した。また、比準評価方式によっているものについては総合補正率が1から大きく乖離している物件について、乖離した理由を質問し、適正な補正率となっているかどうか検討した。

#### 減免・非課税物件の調査及び決定

固定資産税が非課税となる物件又は減免される物件について、中央区役所で減免申請書を閲覧し、減免の理由が所定の基準にしたがった妥当なものかどうか検討した。また、非課税物件についての調査実施について質問し、非課税の判断、異動状況等に関する把握の方法等を検討した。

### (3) 監査の結果

#### 課税台帳への記載及び削除

課税台帳への記載及び削除に関して、課税台帳上異動状況が明らかでないものは全て合理的な理由により異動していないものである。登記済通知書のうち通知書調査の対象とした物件について、調査した範囲内では課税台帳への記載もれ、削除もれはなかった。

#### 評価資料カードの状況

評価資料カードについては全て、年末までの一定時期に実地調査が行われており、評価資料カードは有効に活用されているものと判断した。

#### 調査及び評価額計算

平成12年度に調査を実施した物件の中から任意に物件を抽出し、当該物件の評価計算書を閲覧したところ、明らかに不合理と思われる評価は発見されなかった。また、総合補正率が1から大きく乖離している物件について、評価計算書を閲覧したが、乖離した理由にはいずれも相応の合理性があるものと認められた。

ここで、家屋の評価額計算については、各区役所に設置されたスタンドアロンのパソコンに収められた評価ソフトウェアを用いている。FIRSTシステム及びFLEXシステムではオンライン端末の操作員登録が行われ、一定の接近制限が図られている。しかし当該パソコンへの接近制限については操作員登録がなく、立ち上げ時のパスワードがあるのみで、事実上接近制限がなく、また更新履歴等も残らない。

パソコンの設置場所が区役所固定資産税課内であることから、外部からの不正侵入のリスクは小さいと考えられるが、データ改ざんのリスクがないとは言えない。データ改ざんのリスクを軽減するため、何らかの接近制限を図るとともに、更新履歴を残せるようにすることが望ましい。

また、現状では、新築家屋調査には地区担当者が一人で行っていることが多いとのことである。評価の妥当性については係内の相互チェックと上席者による承認により担保されている。

しかし、一人で調査を実施することには、内部統制上の観点から以下の点で問題があり、複数人による調査を行うことが望ましい。

ア) 家屋調査は市民の家庭、事業所等を訪問し、原則として建物内に立ち入って行う調査であり、調査を行う側、受ける側の双方にとって緊張を伴うものである。

イ) 家屋評価基準は課税の公平性に配慮したものであるが、個人的な判断を完全に排除したものではないこと。また、現況の判断にあたっては実際に現状を見なければ正確な判断は行えないものであることから、事後的な内部統制（承認作業）では人に起因する判断のばらつきを補充しえない。

ウ) 家屋評価には一定の経験が必要である。評価事務の方法については研修を実施して能力の向上に努めているところではあるが、経験を積んだ職員が比較的経験の浅い職員に実地指導することにより、より効果的な経験の蓄積が可能となる。

#### 減免・非課税認定

中央区役所で減免・非課税申請書を閲覧したところ、減免理由は全て合规性を満たしていた。また、非課税の認定については、所有者の情報等から、用途非課税の判断をしており、書面によって調査した範囲内では問題はなかった。

## C.償却資産に係る固定資産税

### (1) 概要

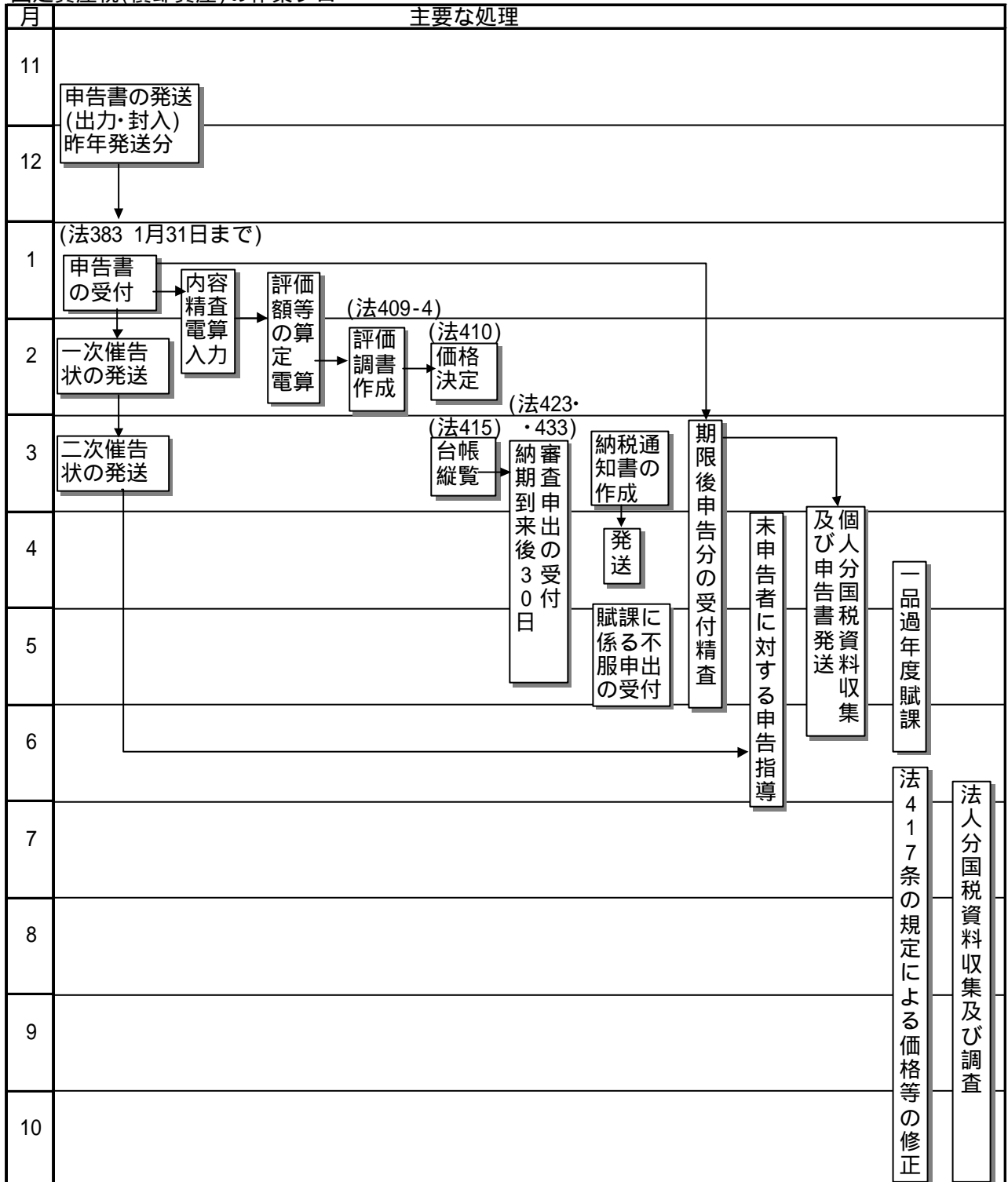
償却資産に対する固定資産税の課税は地方税法に則って行なわれる。即ち法 403 条により市長は固定資産の価格を決定しなければならず、法 403 条第 2 項により固定資産の評価に関する事務に従事する市の職員はあらゆる方法によって、公正な評価をするように努めなければならないとされている。

償却資産については登記がないため、全ての課税客体について独自に異動状況を把握しなければならない。また、価格については納税義務者の申告額を基礎として価格を決定するところに償却資産に対する固定資産税課税の特徴がある。

償却資産に対する固定資産税課税事務の流れは「資料 2 - 3」のとおりである。

(資料2-3)

固定資産税(償却資産)の作業フロー



「法」は地方税法を指す

#### 課税客体の補足、申告書用紙の発送

法 383 条により、納税義務のある償却資産所有者からの申告を受けるために、償却資産申告書用紙を発送する。

- イ) 昨年申告書を発送した先にはコンピューターで申告書(用紙)を作成する。
  - ロ) 新規支店、法人登記した場合で 11 月 15 日までに法人市民税の設立申告書を出した場合には上記のコンピューターの打出しに含まれる。
  - ハ) 新規支店、法人登記した場合で 11 月 15 日以降に法人税の設立届を出した場合には夏頃に申告書(用紙)を作成する。
- 二) その他の課税客体把握方法は以下のとおりである
- a) 新築家屋、事業家屋は家屋評価担当者から一覧をもらい、12 月に申告書(用紙)を送付する。
  - b) 保健所で登録が必要な医者、飲食店、理容、美容について保健所から一覧表を入手し、新規分を抜き出す。
  - c) 民間の信用調査会社等のデータを確認する。
  - d) 個人分の資料は 3 月の上～下旬に収集する。

#### 償却資産の評価

法 408 条により実地調査を行う。償却資産税の調査は税務署で収集した税務申告書資料を元に、簿価 300 万円以上で申告書資料と差異があるところ、年別に選定した特定業種について調査を行っている。

法 409 条第 3 項により固定資産評価員は償却資産の評価をし、法 409 条第 4 項により評価調書を作成する。

法 410 条により市長は評価調書を受領したら、これに基づいて 2 月末日までに固定資産の価格を決定する。

#### 納税通知書の作成・交付

法 364 条の規定により納税通知書を作成して、納税者に交付する。

#### 課税台帳の整備

法 380 条第 1 項に従い、固定資産課税台帳を整備し、法 381 条に記載されている登録事項を登録し、法 411 条により決定した価格を固定資産税課税台帳に登録する。法 415 条第 1 項により 3 月 1 日から 20 日以上の期間、固定資産税課税台帳又はその写しを縦覧に供する。

(2) 実施した監査手続

内部統制の評価

償却資産に対する固定資産税課税事務が各種規定にしたがって行なわれていることを検証するために「償却資産に係る事務の流れ」を入手して現在の状況について下記のヒアリングするとともに、関連資料を入手して検討した。

- イ) 各業務の内容及び業務の流れ
- ロ) 各業務が地方税法に則って行なわれていること。
- ハ) 各業務における牽制組織の整備運用状況、チェック、承認体制

非課税・減免のレビュー

イ) 非課税

最近3年間は非課税の償却資産が発生していないため省略した。

ロ) 減免

減免申請書に申請者の署名捺印、固定資産税・都市計画税減免伺に課長の承認があること、減免を判断するのに必要な書類が添付されていること、その他の事由見直しにかかる減免調査書協議書をレビューして減免に妥当性があることを確認した。

償却資産審査申出のレビュー

最近3年間は該当事例が発生していないため手続を省略した。

(3) 監査の結果

内部統制の評価

各区での償却資産に対する固定資産税課税事務は基本的に同じである。償却資産に対する固定資産税課税事務内部統制の整備・運用状況は以下のとおりであり、実地調査が十分行われているとはいいい難い面を除いて大きな問題はなかった。

内部統制項目	処理内容
税務署での税務申告書資料収集	資料を収集する日時は税務署の指定した日に行く。 法人税申告書の別表等の閲覧を行い、帳簿価格の合計が免税点(150万円)以上の申告書について資料を収集する。
収集した資料が全て償却資産申告書と突合されたことを確認する手続	担当は表紙に調査件数/是認件数を記して、法人税申告書資料/償却資産申告書を添付して課長に提出する。課長はチェックした上で承認する。



償却資産申告書の電算入力	入力時にコンピューターが価格の整合性等の理論チェックを行う。 入力するとプルーフリストが印刷され、入力者がエラーチェックする。 件数が多いので入力者がエラーチェックする方が効率的とのことである。
評価額等の算定	合計金額だけで申告してくる場合には品目ごとの簿価を計算する。
評価調書の承認	合計表を作成して課長に決裁をもらう。
未申告者に対する処理	文書で催促(一次催告、二次催告)した後、電話等で申告指導する。 その結果未申告であれば現地調査を行う。

#### 実地調査について

##### イ) 現在の状況

償却資産の実地調査を行なう基準は区によって異なる。例えば博多区役所であれば税務署で申告書を閲覧し、簿価 300 万円以上のものについて資料を収集して、申告書と差異があるところを調査している。または年別に選定した特定業種(平成 11 年度は水害のため選定なし、12 年度は印刷、青果卸、13 年度は大型車両(車と見なされない移動車両)の予定)について調査を行っている。平成 12 年度の特定業種への調査結果は以下のとおりである。

業種	調査件数	過小申告	税額 (千円)	課税標準 (千円)
印刷	32	6	3,429	244,916
青果	32	10	2,046	146,164

東区役所では、申告書の資料収集基準は同じであるが、国税資料と申告内容が相違していて、差異が概ね 20 万円以下であれば実地調査を行っていない。その他、未申告者、申告内容に疑義があるものに対して現地調査を行っている。

中央区も申告書の資料収集基準は同じであり、国税資料と申告内容が相違している場合に実地調査を行っている。その他、未申告者、申告内容に疑義があるものに対して現地調査を行っている。

ロ) 申告の状況及び実地調査の状況

博多区

調査件数	資料収集(件)	調査(件)
法人	1,025	275
個人	380	60
平成12年度	1,405	335
申告書	発送数(件)	課税(件)
平成12年度	12,502	5,295
調査割合		6%

東区役所

調査件数	資料収集(件)	調査(件)
法人	700	150
個人	300	50
平成12年度	1,000	200
申告書	発送数(件)	課税(件)
平成12年度	4,261	2,470
調査割合		8%

中央区役所

調査件数	資料収集(件)	調査(件)
法人	720	200
個人	1,148	20
平成12年度	1,868	220
申告書	発送数(件)	課税(件)
平成12年度	8,794	4,062
調査割合		5%

八) 問題点

実地調査にあたり、調査対象の選定は基本的に法人税の申告書を元に行っているが、税務署で収集できる資料は法人税申告書に添付されている固定資産の内訳であり、入手できるのは本社が福岡市にある法人分に限定される。

福岡市以外に本社がある法人についてはコストの問題もあり、資料収集が実質的にできないため、福岡は九州の中心として多くの企業の支店、工場が多くあるにもかかわらず、これらについて調査が行われる可能性は低くなってしま

う。

土地、家屋では新規や変更があれば現地調査を行っており、理論的には全ての土地家屋は少なくとも一回は調査を受けたことになる。それと比べれば償却資産の現地調査では福岡市外に本社がある事務所、工場は現地調査が行なわれる可能性が低いため、課税の公平性が損なわれる可能性がある。

また、現地調査は帳簿の確認が主であり、現物の確認は駐車場設備、看板、建設機械等の目視可能な資産につき補助的に行なっていて、資産の実在性の調査は不十分である。簿外資産の有無の調査については殆ど行なわれていない。

## 二) 市の対応

市としては今の状況では調査員の経験年数の不足等により、大手の工場等の調査は難しいとのことであった。自治省(現 総務省)作成の「償却資産の保有状況の把握方法等に関する研究」をテキストにして勉強するとのことであった。したがって、工場や支店の調査や調査での作業内容はこれからの課題であるとのことであった。

### 減免のレビュー

博多区、東区、中央区で平成 12 年度減免ファイルをレビューした結果、減免申請書に申請者の署名捺印、固定資産都市計画税減免伺に課長の承認があり、減免を判断するのに必要な書類が添付されており、問題はなかった。

### 3. 法人市民税の課税事務の執行状況について

#### (1) 課税の根拠

法人市民税の課税は地方税法に則って行われる。即ち法第 294 条第 1 項第 3 号及び第 4 号により、市町村内に事務所または事業所を有する法人には均等割額及び法人税割額の合算額によって、市町村に寮、宿泊所等の施設を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの及び市町村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものに対しては均等割額によって法人市民税が課される。

#### (2) 税額計算の根拠

法第 312 条により、法人市民税の均等割の標準税率が定められ、法第 314 条の 6 により、法人税割の標準税率及び課税の上限が定められている。また、福岡市市税条例(以下「市税条例」と略)第 15 条により、資本等の金額及び従業員数による区分ごとの均等割額の金額が定められ、市条例第 20 条により、法人税割の税率は 100 分の 14.7 とする旨の規定がおかれている。さらに、市税条例附則第 16 条、17 条により、資本等の金額が 1,000 万円以下である法人については均等割の税率及び法人税割額の軽減が定められている。

#### (3) 減免の根拠

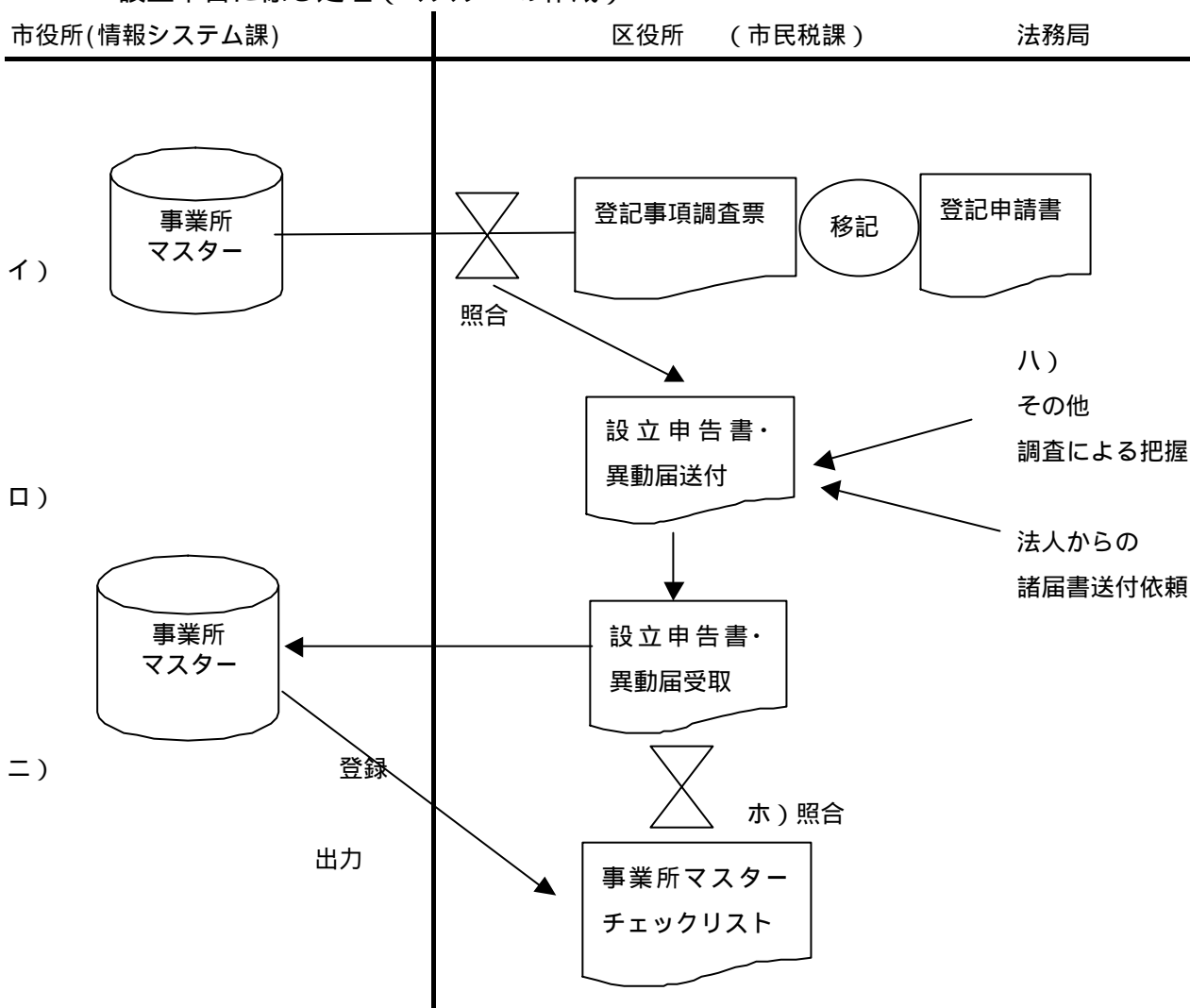
法第 323 条により、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減額することができる旨定められている。さらに市条例第 35 条及び市条例施行規則第 11 条により、減免の規定が定められている。

#### (4) 事務手続の規範

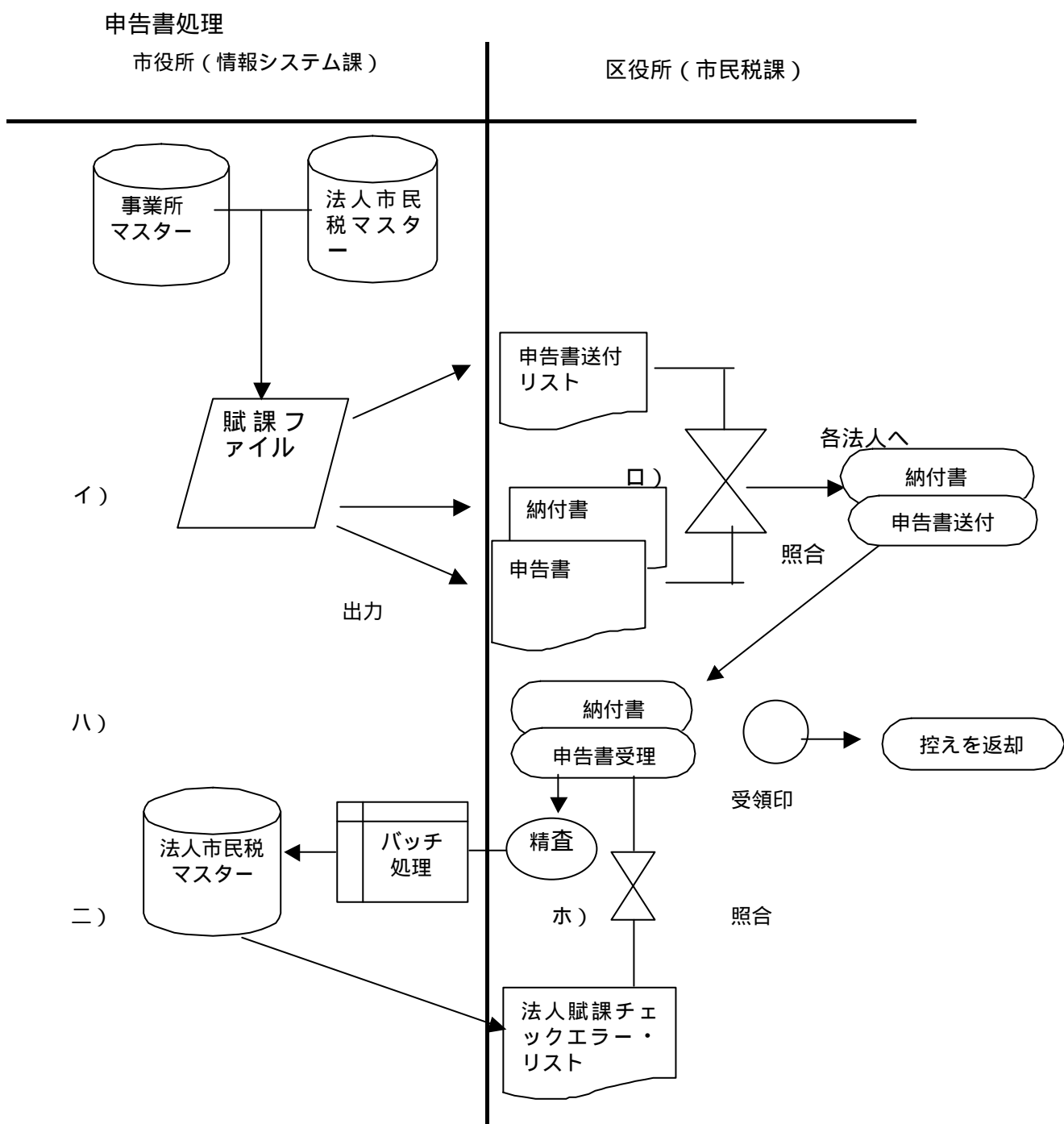
法人市民税事務処理要領(昭和 54 年 7 月 17 日財税第 477 号、最終改正平成 13 年 3 月 29 日財税第 1421 号)により、具体的な事務処理の要領が定められている。

( 5 ) 事務処理の概要

設立申告に係る処理 ( マスターの作成 )



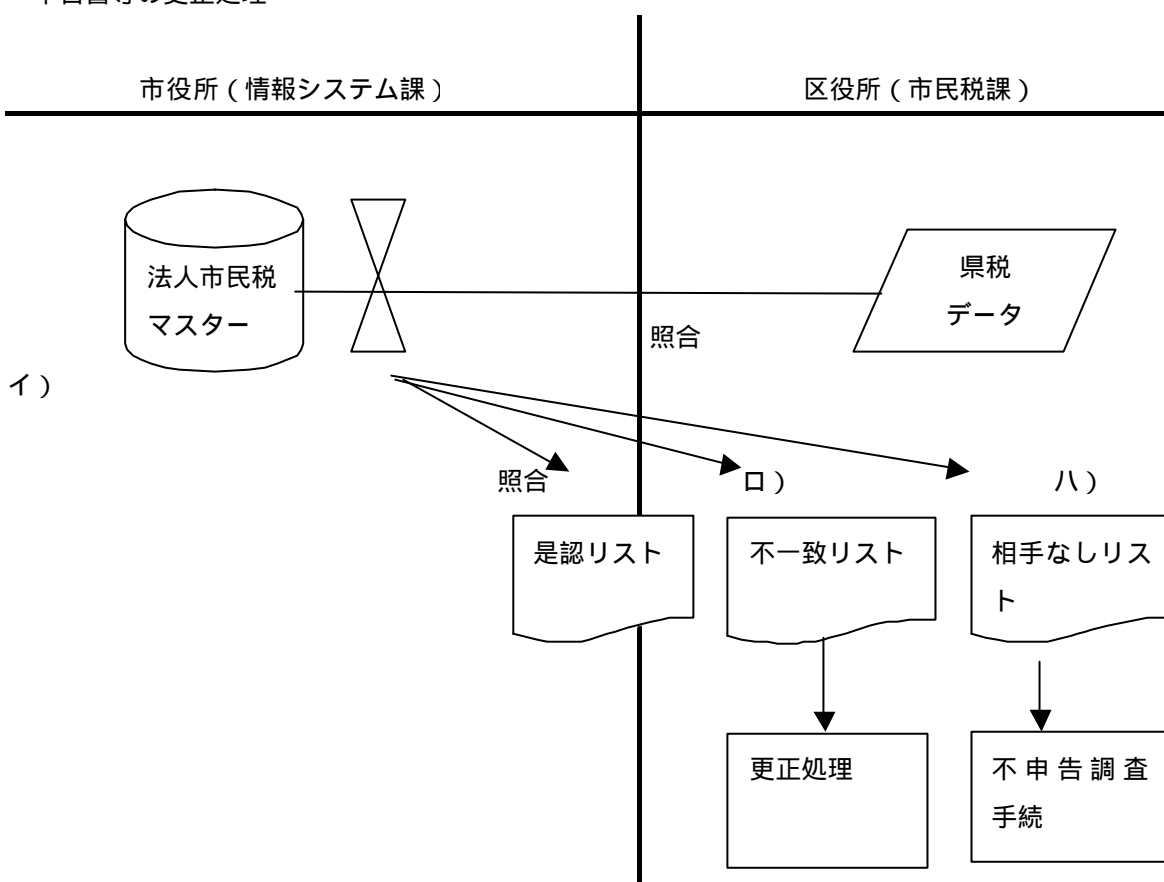
- イ) 法務局の法人登記申請書から、新規・異動・抹消分について登記事項調査票を作成し、業務端末により事業所マスターの内容と照合する。
- ロ) 異動・新規のものについては設立・異動届を提出するよう指導するとともに、設立申告書または法人税等の異動届を法人に送付する。
- ハ) その他、調査により把握した法人及び法人等から設立または異動の報告があったものについて、設立申告書または異動届を送付する。
- ニ) 設立申告書及び異動届は区役所で受理・点検され、事業所異動連絡票を作成し情報システム課に送付される。情報システム課で設立法人データがバッチ処理される。
- ホ) 登録後、情報システム課の事業所マスターから出力された事業所マスター・チェックエラーリストと設立申告書の内容が一致しているかどうかを区役所でチェックする。



- イ) 情報システム課の事業所マスターと法人市民税マスターから賦課ファイルを作成し、申告義務のある法人について事業年度ごとに申告書用紙、納付書及び申告書送付リストを出力する。
- ロ) 申告書用紙、納付書及び申告書送付リストはそれぞれ照合し、法人宛に送付する。
- ハ) 法人から申告書の提出があった場合は、記載事項及び添付書類を確認の上受理し、受領印を押印後、控えを法人に返却する。区役所で申告書の記載内容

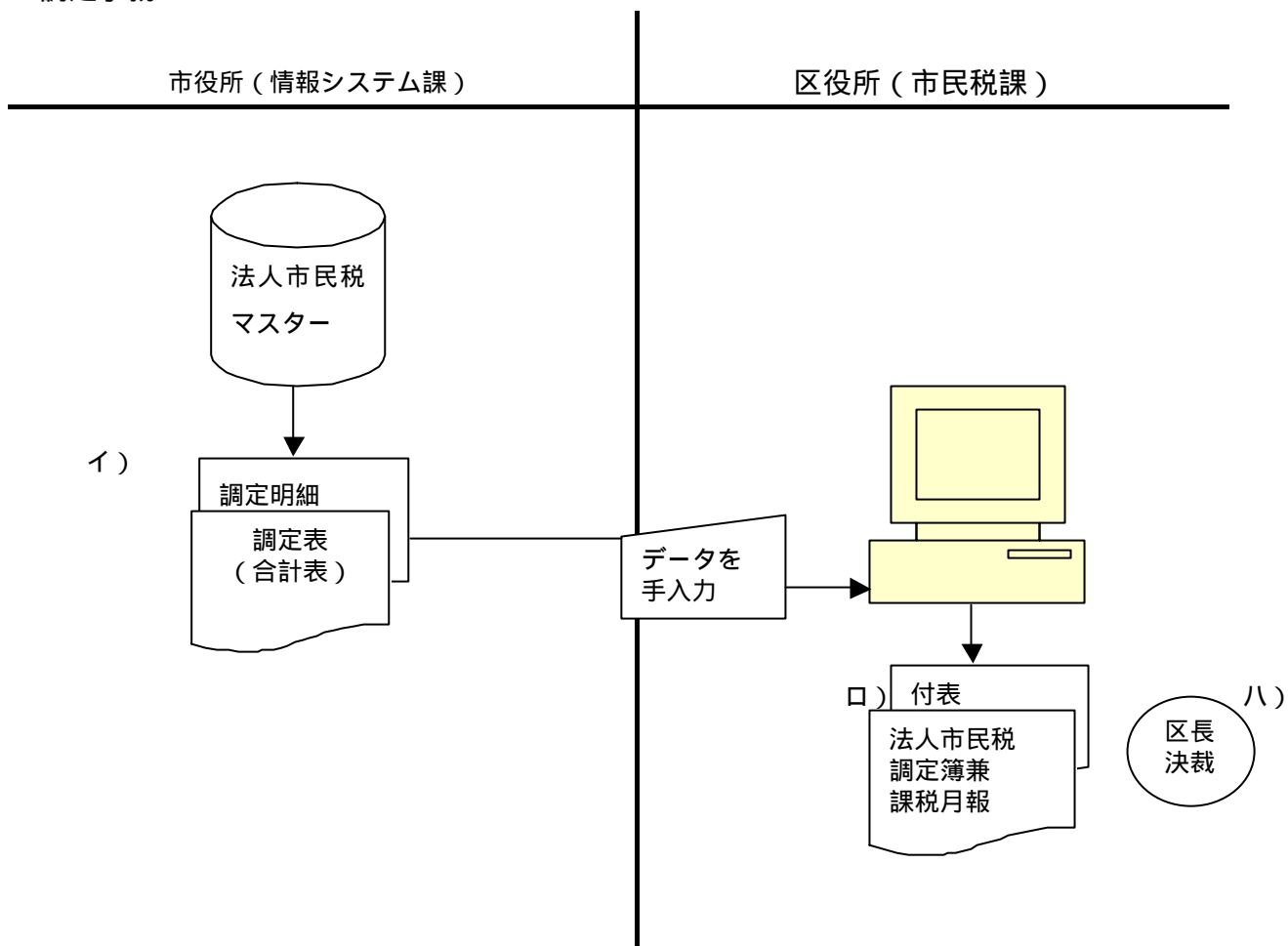
- に記入漏れや誤りはないか及び計算違いはないかをチェックする（精査）。
- 二） 区役所の係長の決裁後、入力票を情報システム課に送付する。情報システム課で申告書の内容がバッチ処理され、法人賦課チェックエラー・リストが出力される。
- ホ） その後区役所で、出力された法人賦課チェックエラーリストと申告書の内容が一致しているかどうかをチェックする。

申告書等の更正処理



- イ） 毎月一度、県税データが登録されている磁気テープと市の法人市民税マスターとを突合し、県と市のデータが一致しているもの（是認リスト）、不一致があるもの（不一致リスト）、県税データはあるが、市税データがないもの（相手なしリスト）を別々に出力する。
- ロ） 不一致リストについては、法人市民税マスターの内容と照合した上で課税台帳とチェックをし、県の情報と市の情報とが異なる場合、正しいデータに合わせて更正処理を行う。
- ハ） 相手なしリストについては、不申告法人の事務手続に準じて必要な調査を行う。

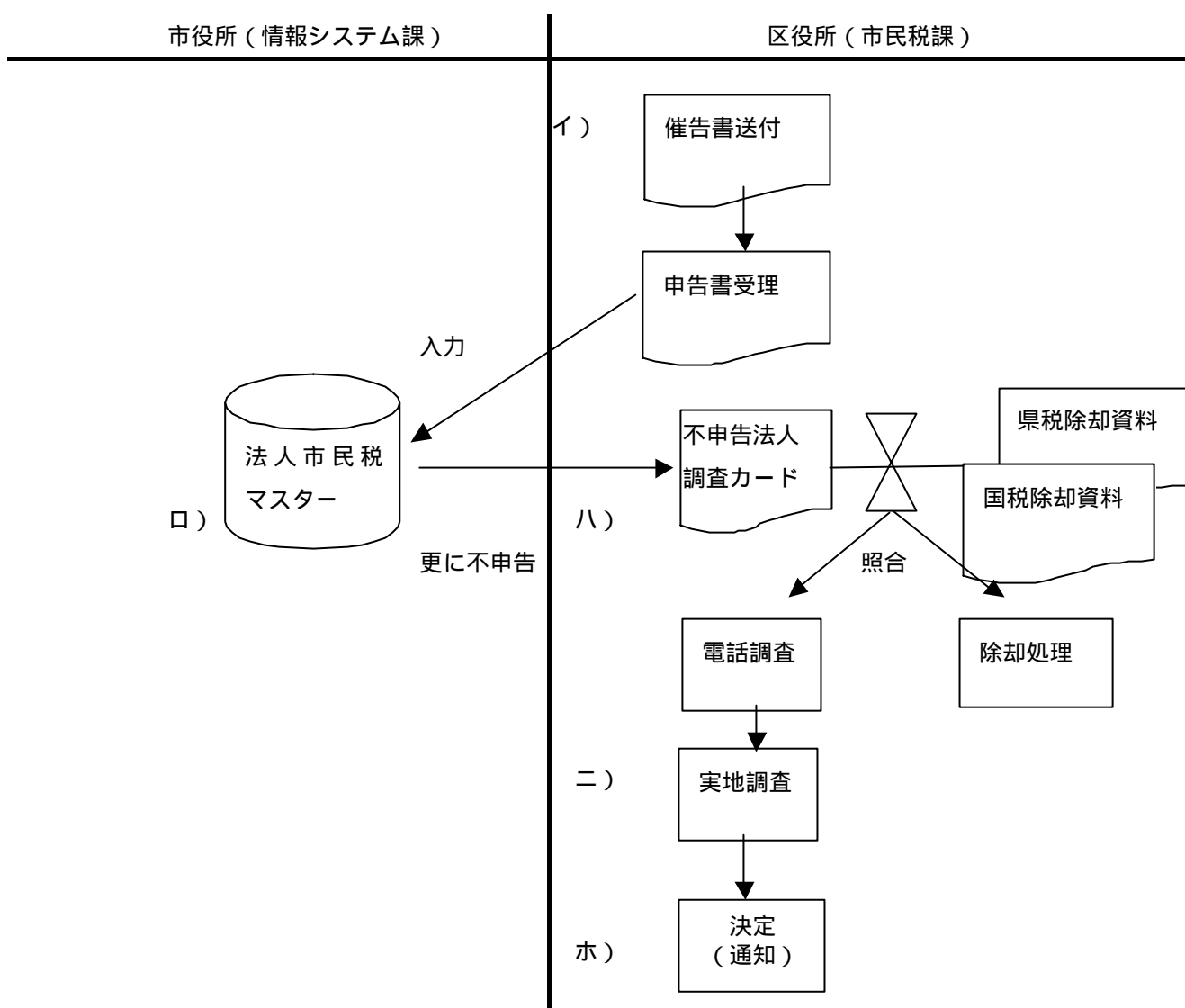
## 調定事務



- イ) 申告の翌月に情報システム課で電算処理により作成された調定明細及び法人市民税調定表（合計表）が区役所に送付される。
- ロ) 区役所では法人市民税調定表をパソコンに入力し、法人市民税調定報告書付表及び法人市民税調定簿兼課税月報が作成される。
- ハ) 月報に区長による決裁がなされ、収入額が確定する。

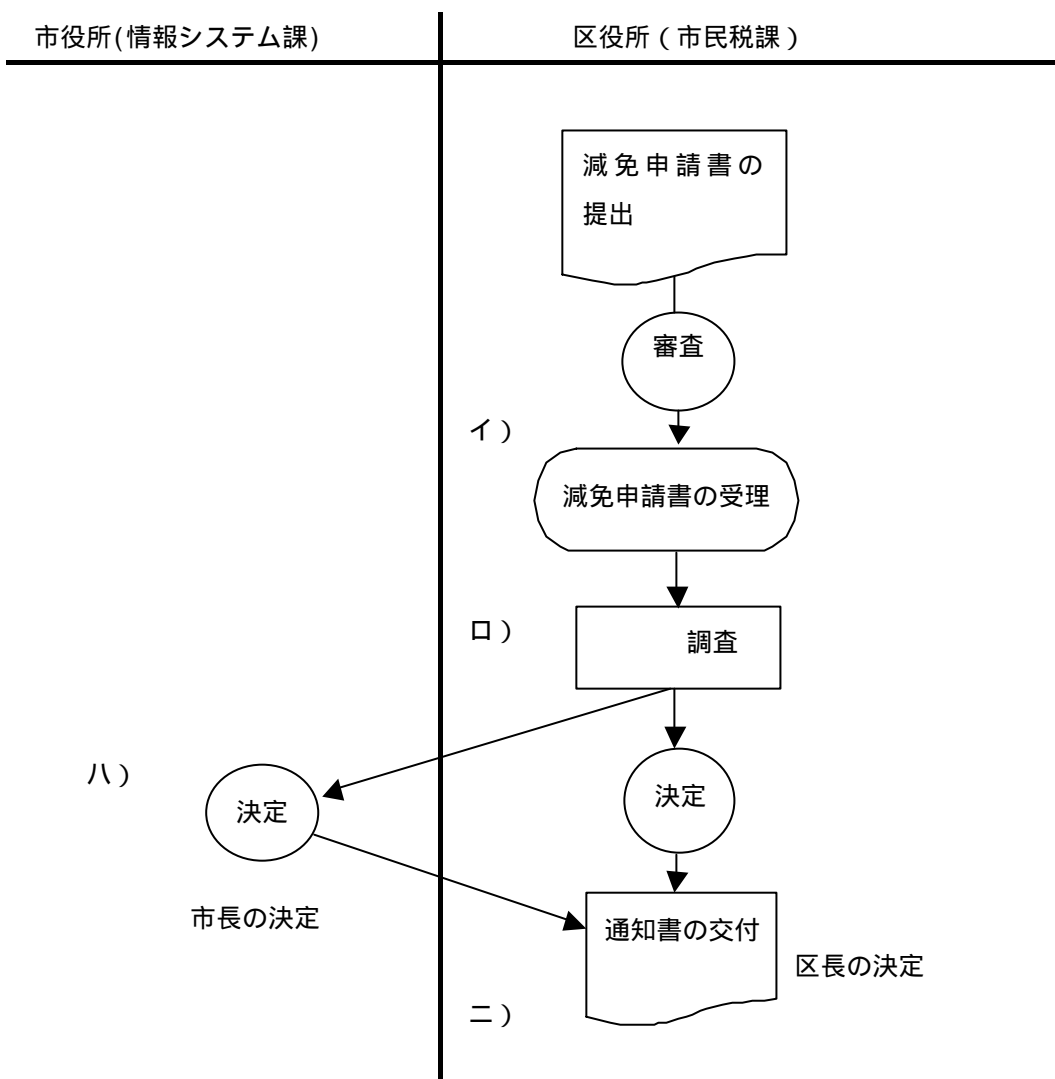


## 不申告調査



- イ) 前月納期限の不申告法人に対する催告書を月に一度作成し、送付する。
- ロ) 催告書を送付後、さらに不申告のものについては、追跡指導する。  
また、年に一度（8月に実施）事業所マスターと法人賦課マスターとを突合し、前年7月以降不申告の法人を抽出する。
- ハ) 当該不申告法人について不申告法人調査カードを作成する。税務署および県から除却資料を受け取り、事務所等が存在していないことが確認されたものについては除却処理を行う。
- ニ) 当該不申告法人については電話または実地調査等により、法人の状況を確認し、催告する。
- ホ) 催告後、概ね一ヶ月を経過してなお申告書の提出のないものについては、調査により確定法人税額並びに法人税割額及び均等割額を決定する。

## 減免処理



- イ) 市民税の減免申請書の提出があった場合、区長はその内容を審査して受理する。
- ロ) 減免申請に係る調査を行い、通常の場合は区長が決定する。
- ハ) 区で判断できない特殊なものについては、区長は当該減免申請に係る調査の結果及び区における判断を付し、税務部長に協議する。
- ニ) 減免の決定または却下したものについては、区長は理由等の事項を記載した通知書を法人に速やかに交付する。

## (2) 実施した監査手続

### マスターの作成

新規設立会社の捕捉が十分になされているかを確かめるために登記事項調査票と市の課税データと突合せがなされているかについてのテストを行った。〔東区役所：平成12年度分のうち58件（総件数653件）中央区役所：平成12年度分のうち250件（総件数2,245件）〕

また、データ入力の正確性が担保されているかどうかを確かめるために、平成12年度の設立申告書とエラーリストを突合し、内容が一致していることを確認した。〔博多区役所：平成13年度分のうち6件（総件数401件）東区役所：平成12年度分のうち8件（総件数405件）中央区役所：平成12年度分のうち10件（総件数742件）〕

### 申告書処理

申告書の記載内容に記入もれや誤りはないかについてチェックがなされているかどうかを確認するために、確定申告書と申告書送付リスト（既納付法人税割額、既納付均等割額が記載）とを突合した。〔博多区役所：平成12年度分のうち5件（総件数23,876件）、東区役所：平成12年度分のうち5件（総件数5,055件）中央区役所：平成12年度分のうち10件（総件数11,955件）〕また、入力データの正確性が担保されているかについて確かめるために確定申告書とエラー・リストとの突合した。（東区役所：平成12年度分のうち5件、中央区役所：平成12年度分のうち10件）

### 申告書等の更正処理

更正処理として、県税データと市税データに不一致があった場合に妥当に処理がなされているかを確認するために、出力した不一致リスト（各区役所：平成12年度分のうち約200件）を査閲した。また、県税データには記載されているが市税データには記載がない場合の事務処理の妥当性を確認するために、出力された相手なしリストを査閲し（各区役所：平成12年度分のうち約300件）是認・更正・決定の処理が行われているかについてチェックした。

### 調定事務

調定表と調定月報に不一致がないかどうか及び責任者の承認がなされているかどうかを確認するために調定月報を査閲し、（博多区役所・東区役所・中央区役所：平成12年度分全てを対象）調定表と付表および調定月報を一部突合し（各区役所一ヶ月分）調定金額の一致を確認した。

#### 不申告調査

不申告の際の事務手続は適正に行われているかどうかを確かめるために不申告法人調査カードを査閲し、実地調査の実施状況について担当者に質問を行った。(博多区役所：平成 12 年度分のうち 4 件(総件数 422 件)、東区役所：平成 12 年度分のうち 359 件(総件数 359 件)、中央区役所：平成 12 年度分のうち 100 件(総件数 1000 件))

#### 減免処理

減免の書類によって減免理由が明らかにされていること及び責任者による承認がなされていること等、減免の処理の適正性を把握するために減税通知書(控)を査閲した〔博多区役所：平成 12 年度分のうち 12 件(総件数 27 件)、東区役所：平成 12 年度分 5 件(総件数 5 件)、中央区役所：平成 12 年度分 15 件(総件数 15 件)〕。

### (3) 監査の結果

#### マスターの作成

博多区役所と中央区役所では特に問題はなかった。

しかし、東区役所ではテストを行った 58 件について未処理で整理番号の記入や処理済印が確認できなかった。担当者からのヒアリングによれば、平成 12 年度分のうち 137 件について市のマスターとの照合及び設立・異動届の提出指導が未処理であった。

#### 申告書処理

特に問題はなかった。

#### 申告書等の更正処理

特に問題はなかった。

#### 調定事務

特に問題はなかった。

#### 不申告調査

博多区役所と中央区役所では特に問題はなかった。

しかし、東区役所では、不申告法人調査カードはファイルされ、電話番号の調査はされていたものの電話や実地調査による申告指導までには至らず、不申告調査は実質的に未処理であった。

#### 減免処理

減免理由は法令に従って十分な検討がなされており、特に問題はなかった。

#### ( 4 ) 納税義務者捕捉調査

福岡市では平成 6 年から 3 年に一度の割合で、納税義務者把握調査のために電話帳による調査を実施している。この調査は電話帳に登録されている法人を一定の条件で抽出し、法人市民税の事業所マスターと照合を行うというものである。その結果、本市に納税義務があると思われるもので申告がなされていない法人について電話調査及び実地調査を行い、適切な指導を行うことを目的とするものである。

この調査によって増加した税収額は資料 3 - 1 - 3 のとおりであり、平成 11 年 3 月末現在で 41,906 千円である。また、照会文書に対し、回答のないもの全てに実地調査を実施していれば、さらに税収の増加が見込まれていたと考えられる。

税収増加の観点からも公平性の観点からもこのような調査は望ましいと言える。今後も定期的な調査の継続が期待されよう。尚、担当者からのヒアリングによれば、過去の調査では調査の範囲が電話調査に留まり、実地調査を行っていなかったため、今後の調査では実地調査も行う方向で検討中であるとのことであった。

(資料3 - 1)

【法人市民税 NTT 電話帳による不申告法人調査報告】平成 11 年 3 月末現在

1. 調査対象の把握

区分	対象者数				是認数 * 1	未処理 数	調査対 象者数
	出力件数	他区へ	他区より	計			
東区	3,117	0	1	3,118	2,717	0	401
博多区	11,744	0	0	11,744	11,159	0	585
中央区	7,589	0	0	7,589	6,832	* 2 98	659
南区	3,073	0	0	3,073	2,849	0	224
城南区	902	0	8	910	778	0	132
早良区	1,547	62	0	1,485	1,266	0	219
西区	1,061	0	0	1,061	941	0	120
合計	29,033	62	9	28,980	26,167	98	2,715

2. 照会文書の処理

区分	調査対象者 数	照会 文書 発送 件数	回答のあったもの				不着 件数 * 3	回答の ない もの * 4
			申告 義務 なし	申告義務あり				
				納期 到来	納期 未到来			
東区	401	400	239	199	27	13	42	119
博多区	585	585	462	382	51	29	9	114
中央区	659	659	232	78	100		40	387
南区	224	224	131	114	16		27	66
城南区	132	132	82	73	9		6	44
早良区	219	219	193	171	21	1	14	12
西区	120	120	65	53	12		3	52
合計	2,715	2,339	1,404	1,070	236	43	141	794

3. 確定申告書の処理

(単位：件、円)

区分	確定申告所送付件数	申告のあったもの					未申告件数	前月末税額	当月分税額
		確定申告所申告法人数	確定申告書受理件数	税 額					
				法人税割額	均等割額	合計税額			
東区	27	27	27	2,451,000	1,952,300	4,403,300	0	4,403,300	0
博多区	51	15	16	1,689,900	2,326,300	4,016,200	36	3,363,800	652,400
中央区	100	88	109	9,188,300	13,033,500	22,221,800	12	22,221,800	0
南区	16	12	18	1,794,500	1,525,000	3,319,500	4	3,319,500	0
城南区	10	9	12	310,300	989,400	1,299,700	0	1,299,700	0
早良区	21	20	25	2,824,200	2,518,000	5,342,200	1	5,342,200	0
西区	12	9	14	377,900	925,700	1,303,600	3	1,303,600	0
合計	237	180	221	18,636,100	23,270,200	41,906,300	56	41,253,900	652,400

- \* 1：電話帳のデータと市のデータの法人の名前が異なっていたが、市のマスターに法人のデータがあることが確認された分
- \* 2：実地調査を行っていないため、法人でないかどうかの判断がつかず未処理となったもの
- \* 3 \* 4：照会文書が返送された分及び照会文書に回答のないもの

#### 4. 個人市民税の課税事務の執行状況について

##### (1) 課税の根拠

###### 課税の根拠

個人市民税の課税は地方税法（以下、法という。）に則って行われる。即ち法第 294 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、市町村内に住所を有する個人には均等割額及び所得割額の合算額によって、同第 2 号の規定に基づき市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者に対しては均等割額によって個人市民税が課されると定められている。

###### 課税標準及び税率

法第 310 条の規定に基づき、個人市民税の均等割の税率が定められ、さらに、法第 313 条の規定に基づき所得割の課税標準、法第 314 条の 2 の規定に基づき所得控除、法第 314 条の 3 の規定に基づき所得割の標準税率がそれぞれ定められている。

###### 非課税の根拠

法第 295 条の規定に基づき、個人市民税の非課税の範囲が定められている。

###### 事務手続の規範

税務事務取扱要領（昭和 56 年 10 月福岡市財政局税務部作成）により、個人市民税の具体的な事務処理要領が定められている。

##### (2) 課税事務の概要

市役所において、財政局税務部作成の個人住民税にかかる資料を入手し、当該資料閲覧・説明聴取により課税事務の概要把握を行うとともに、個人市民税のうち普通徴収については、区役所の監査で担当者への質問並びに関連資料の閲覧により、また、特別徴収については、税務部特別徴収課担当者への質問及び関連資料の閲覧により、具体的な事務手続の概要把握を実施した。

把握した課税事務の概要は以下のとおりである。

###### 給与支払報告書の用紙配布

毎年 1 1 月下旬から 1 2 月上旬にかけて、税務署の年末調整説明会に合わせ、源泉徴収義務者毎に封入して用紙を配布する。

###### 納税義務者の捕捉（更新）処理

年初において、FIRST システムにより住民基本台帳と個人市民税マスターとの照合・更新が行われる。当該マスターが納税義務者捕捉の基礎データとなり、以下により収集される課税データ入力により課税（調定）が行われ、課税台帳が出力されることになる。



#### 市県民税申告書の作成・送付

毎年12月に前年課税実績に基づいた「翌年度申告書作成予定一覧表」が出力されるので、担当者別に前年の申告書や「課税台帳兼申告受付簿(以下、課税台帳という)」と照合・確認の後、1月に申告書用紙が出力され、2月上旬までに納税者宛送付される。

#### 申告書、給与支払報告書等の受付

給与支払報告書、市県民税申告書は市役所等で受付、所得税確定申告書写しは管轄の税務署まで受取りに行く。

#### 給与支払報告書未提出分の調査・催告

システム内で前年実績のマスター(名簿)と照合し、未提出のところについてはハガキを出力、催告している。

#### 申告の督促

5月上旬頃には、所得税確定申告予定者で申告のなかった人や前年中途転入者に対して申告書を送付される。さらに7月には、未申告者に催告ハガキを送付されるとともに、前年度特別徴収者で、本年は特別徴収でも普通徴収でもない人にも申告書を送付され、申告を督促している。

#### 課税(調定)・納税申告書の送付

受付・収集された課税資料は、市役所情報システム課に送られ、バッチによりシステム入力される。入力状況は、「市県民税普通徴収チェックエラーリスト」又は「市民税特別徴収給与支払報告書エラー注意リスト」として出力され、担当者別に申告書等の入力資料と照合される。入力状況確認後、課税(調定)計算が行われ、特別徴収、普通徴収ともに税額のない人も含め全件の「課税台帳」が出力される。引続き、特別徴収は「税額通知書」、普通徴収は「納税通知書」及び「同送達簿」が出力される。出力された納税通知書は、納税通知書送達簿と個別に照合され、変更等による送付取りやめ分を除き、「税額通知書」は5月中旬、「納税通知書」は6月中旬に一齐に送付される。当該送達簿は3年間保存され、送達の有無・取りやめ理由が判るようになっている。

#### 不着調査

「納税通知書」が宛先不明で返送された場合は、遅滞なく調査の上、現住所などへ再送されている。

#### 不申告調査

8月末までの状況により9月1日に「不申告者調査カード」が出力され、電話、文書による照会や臨戸の上、聞き取り調査を実施している。

#### 捕捉調査

申告内容に対して、扶養親族等の調査や寡婦（夫）控除確認調査が行われるとともに、少額年金や厚生年金受給者のリストから申告状況の調査が行われている。

### (3) 区役所において実施した監査手続

主要な区である博多、東、中央の各区役所において個人市民税のうち普通徴収にかかる課税事務の監査を実施した。

#### 納税義務者捕捉事務の執行状況について

- イ) 課税台帳は税額のない人も含め、全世帯について出力されることになっているため、納税義務者捕捉事務の執行状況をみるため、博多区役所において、任意の地区（M1丁目）を抽出し、課税台帳を閲覧、うち1丁目25番の85件について住宅地図（住民名入り）と突合した。
- ロ) また、東区役所においても、任意の地区（K1丁目）の課税台帳883件を閲覧、うち1丁目7番から14番の279件についてはアパート等で不明分を除き住宅地図と突合した。

#### 課税資料入力完全性及び網羅性について

- イ) 博多区役所において85件、東区役所において279件の課税台帳を閲覧し、うち税額のある40件及び152件の一部について課税入力資料（申告書、給与支払報告書など）と突合した。

#### 納税通知書送達の網羅性について

- イ) 送達の網羅性をチェックするため、博多区役所において、課税台帳の任意の地区より抽出した普通徴収者17人、東区役所において同様に抽出した普通徴収者61人について納税通知書送達簿件数と突合した。

#### 不着調査の実施状況について

- イ) 当該調査の実施状況を把握するため、「市民税、県民税不着納税通知書調書」綴りを閲覧するとともに、集計表により処理件数を確認した。

#### 不申告調査の実施状況

- イ) 当該調査は、毎年8月末までの不申告者に対して実施されるため、監査時期との関係から前年度の「不申告者調査カード」綴りを閲覧するとともに、集計表により、その処理状況を確認した。

#### 捕捉調査の実施状況

- イ) 申告状況をチェックするものとして、「厚生年金受給者の調査」、「少額年金リストの調査」があるが、リスト及び件数集計表を閲覧、担当者への質問を行い、捕捉調査の実施状況を確認した。
- ロ) 申告内容をチェックするものとして、「扶養親族等の調査」や「寡婦（夫）確認調査」、「法定資料調査」、「配偶者特別控除確認調査」、「同居の妻確認調査」などがあるが、カード及びリスト並びに件数集計表を閲覧、担当者への質問により、捕捉調査の実施状況を確認した。

#### (4) 監査の結果

##### 納税義務者捕捉事務の執行状況について

課税台帳の閲覧及び台帳と住宅地図（住民名入り）との照合の結果、突合した限りにおいて、博多区役所及び東区役所共に捕捉（課税）もれと考えられる事例はなかった。

##### 税資料入力の完全性及び網羅性について

任意に抽出した課税台帳と課税入力資料との突合の結果、突合した限りにおいて、入力誤り等はなかった。

##### 税通知書送達の網羅性について

課税台帳より任意に抽出した普通徴収者の数と納税通知書送達簿件数との一致を確かめた。

##### 不着調査の実施状況について

博多区役所では、6月末現在で不着件数313件に対し、再送件数189件、東区役所では、7月末現在で不着件数367件に対し、再送226件と時期から判断して順調に実施されているものと判断された。

##### 不申告調査の実施状況

福岡市では毎年8月末までに申告書送付者で申告のない者について、未申告者調査カードを作成し、調査することになっている。

平成12年度分の同年12月までの処理状況は次のとおりである。

(単位：件)

抽出した区	調査カード件数	処理、判明済件数	未処理、不明件数
博多区	3,850	1,463	2,387
東区	4,429	2,001	2,428
中央区	6,242	3,348	2,894

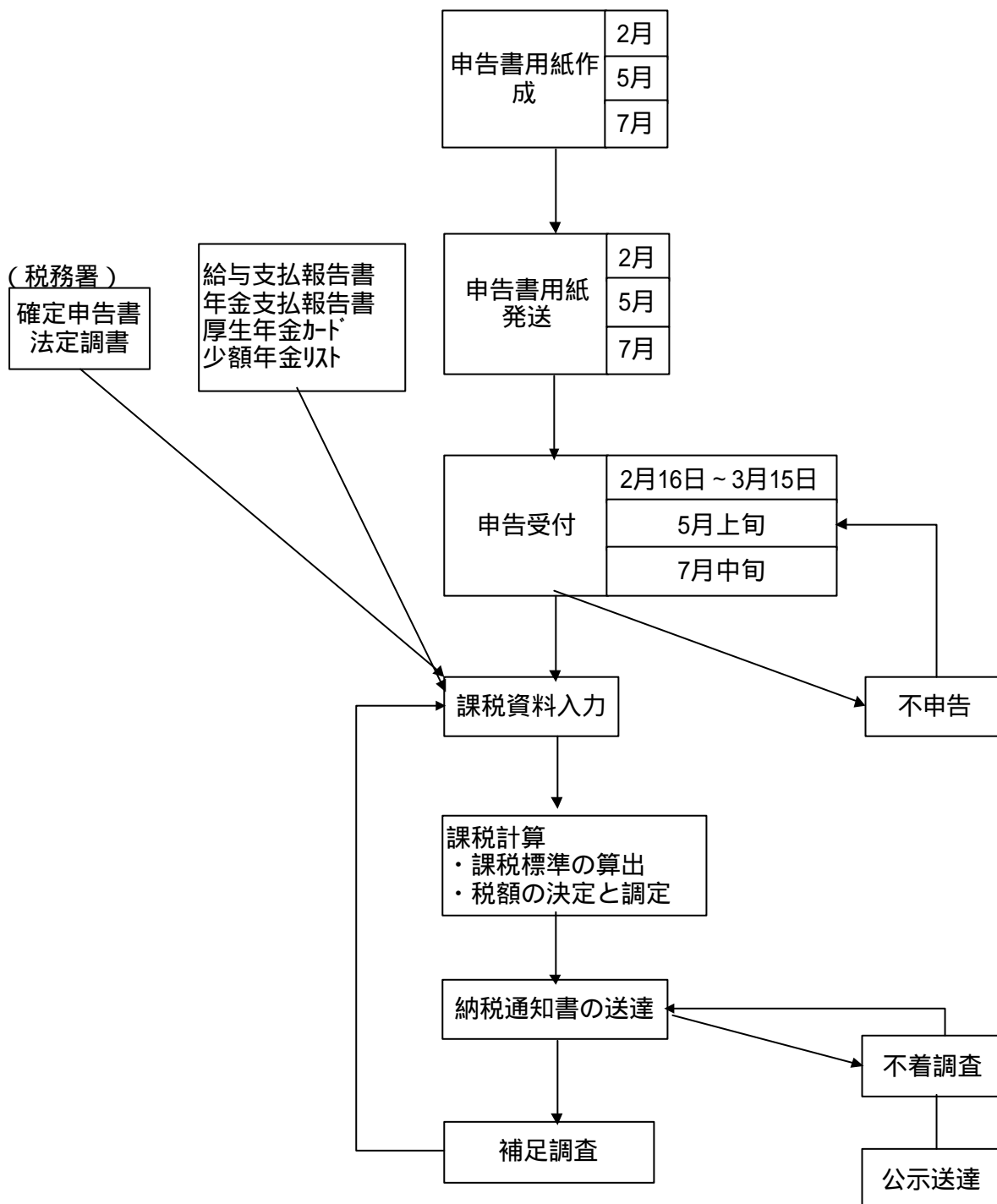
上表は、前年度繰越件数を含まず、当年度の処理状況である。3区の平均処理率は46.9%であり、12月以降は翌年度の課税事務が始まることを考えれば、半数以上が不明のまま当該調査を繰越す結果となっている。

12月から翌年度の課税事務が始まることもあり、未処理（調査するも不在・不明）分は翌年度の調査へ繰越されることになっている（但し、3年超分は調査カードを処分）。調査の困難さもあるが、前年までの課税実績状況を踏まえて申告書を送付していることを考えると、さらに未処理件数が減少する方策の検討が必要と考えられる。

#### 捕捉調査の実施状況

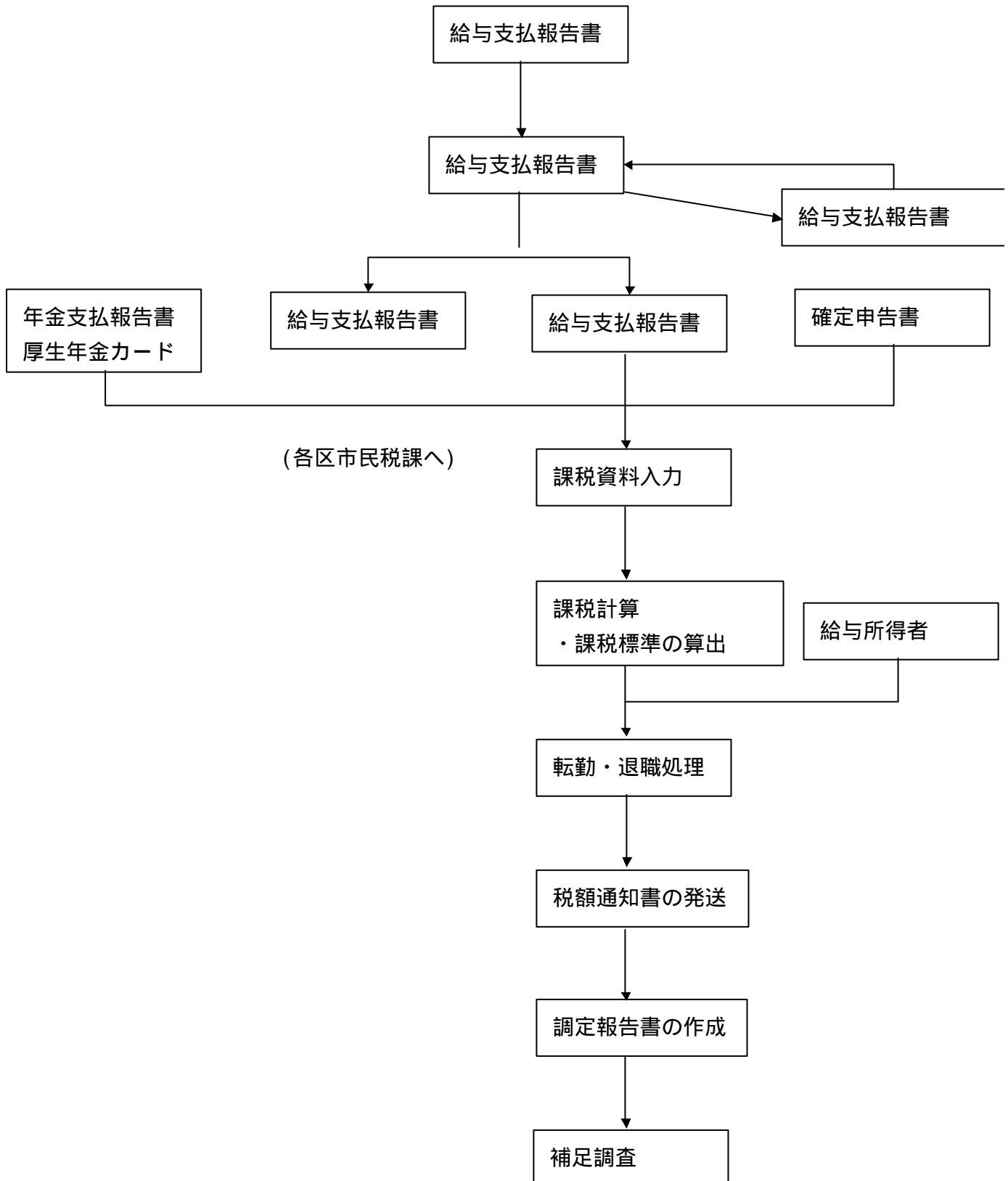
各種チェックリストの閲覧、担当者への質問により、全件数の調査が行われたことを確認した。

(資料4-1)  
個人市民税(普通徴収)課税事務の流れ



(資料 4-2)

個人市民税(特別徴収)課税事務の流れ



## 5. 滞納整理及び滞納処分について

### (1) 概要

市税（県民税含む）の平成 12 年度決算後の翌年度繰越額は、滞納手持分 10,449,706 千円、滞納処分の執行停止分 3,608,119 千円、合計額 14,057,825 千円からなっており、各区役所毎（特別徴収は市役所）で管理されている。各区役所別残高は次のとおりである。

区役所別残高 (単位：千円)

区 分	決算後翌年度繰越額	決算前翌年度繰越額
東 区	1,582,066	1,668,100
博 多 区	3,716,789	4,005,009
中 央 区	3,554,362	3,721,424
南 区	1,785,828	1,870,683
城 南 区	806,691	845,528
早 良 区	1,144,841	1,231,125
西 区	948,755	1,028,335
特別徴収課	518,493	538,889
合 計	14,057,825	14,909,093

(注 1) 決算後翌年度繰越額は「税務統計」における市税ベース（12,520,802 千円）のものを、県民税を含むベースに修正したものである。（平成 10 年度から平成 12 年度の滞納処分の執行停止分を含む）

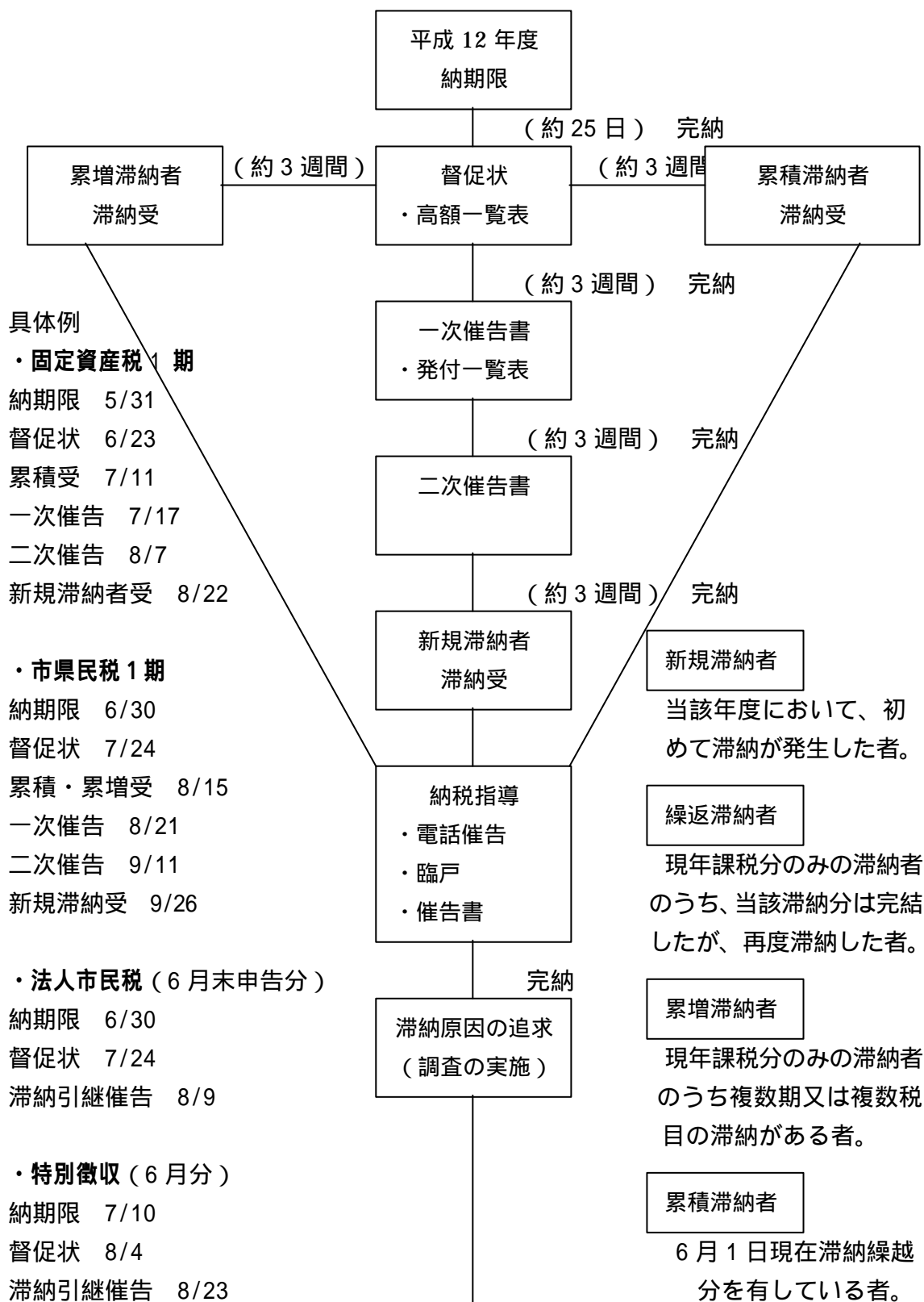
(注 2) 決算前翌年度繰越額は「滞納整理月報」における滞納手持分に既停止繰越分を加えたものである。（平成 9 年度から平成 12 年度の滞納処分の執行停止分を含む）

(注 3) 決算後と決算前の差異は平成 12 年度決算における不納欠損処理額（851,268 千円）である。

滞納整理及び滞納処分は、各区役所の納税課納税係（特別徴収は市役所）により執り行われ、担当者及び高額滞納を扱う主査に区分されており、「市税滞納整理要綱（財政局税務部指導課作成）」に基づき事務処理が行われている。

滞納整理の流れ及び滞納処分の流れは、下記の資料 5 - 1、5 - 2 に示すとおりである。

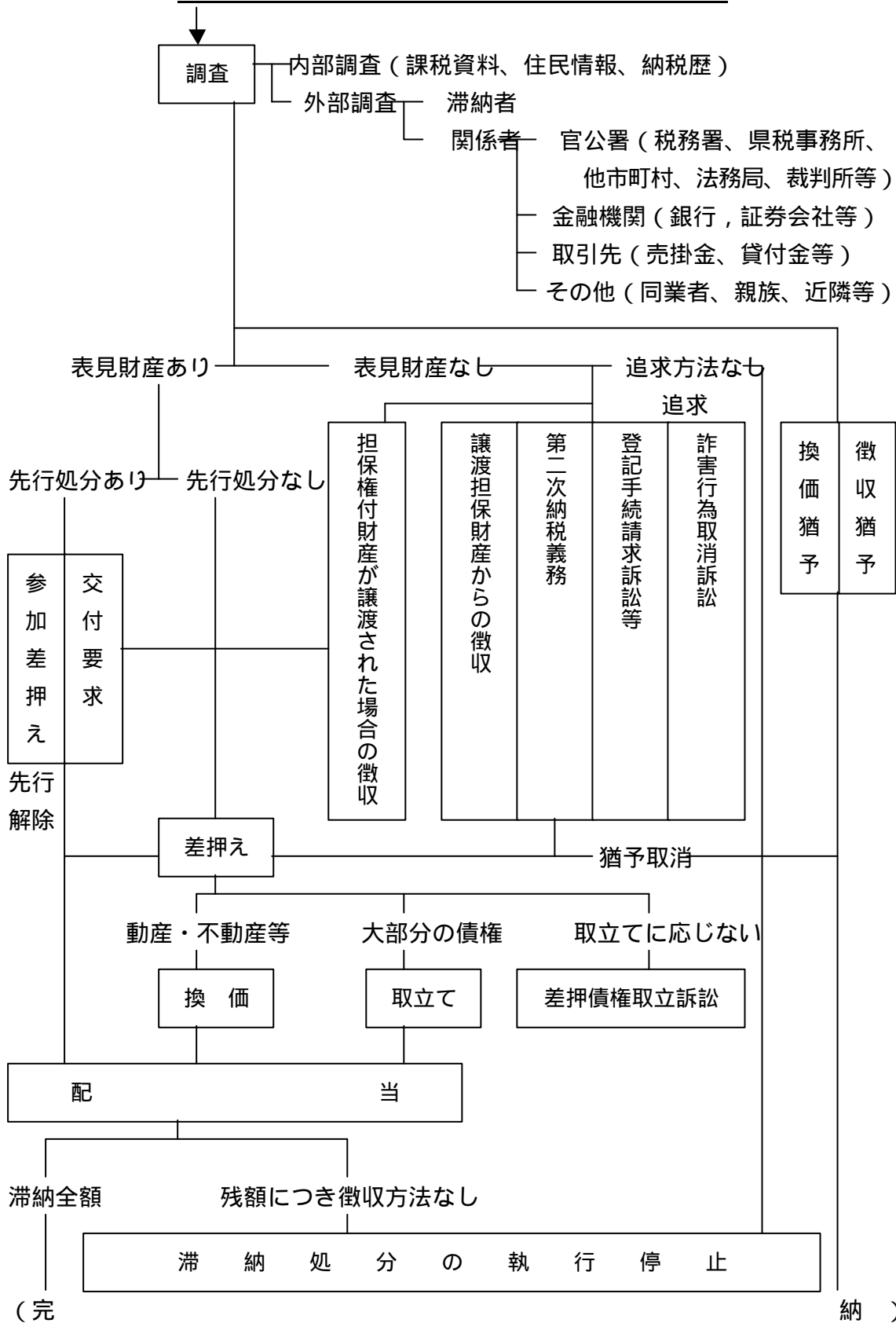
資料5-1.滞納整理の流れ



滞納処分の流れ図へ



資料5-2.滞納処分の流れ



(完

納)

## (2) 実施した監査手続

滞納整理の流れ及び滞納処分の流れが資料5-1, 5-2のフローチャートに従っているかどうかについて、督促 催告 差押 換価 収納の観点から質問等により確認した。

督促状 一次催告書 二次催告書 滞納市税催告書 最終催告書 差押予告通知書が遅滞なく発送されているかどうかを質問等により確認した。

市税(県民税含む)の滞納手持額・滞納処分の執行停止の発生額・滞納処分の執行停止繰越額の把握、市税のみの滞納処分の執行停止額等の累計・滞納処分の執行停止状況の把握をし、分析を実施した。

往査区役所毎に市税高額滞納者調(上位30人)の記事票、滞納処分記事欄の閲覧により、滞納者の実態を把握し、滞納者の財産状況の調査等についての方法を検討した。

県民税への振替額の妥当性について確認した。

滞納処分のうち公売処分状況について処分別に件数、対応税額を把握した。

滞納整理から滞納処分の執行停止への移行について担当者の恣意性がないかどうかを確認した。

滞納処分の執行停止から不納欠損に至るまでの処理を確認した。

## (3) 監査の結果

滞納整理及び滞納処分の額について

「滞納整理月報」によると平成12年度末における市税(県民税含む)の滞納手持(滞納の執行停止分は含まれない)は、現年課税4,154,248千円 滞納繰越6,290,338千円 合計10,444,586千円であり、今後滞納執行停止に移行される分が過去の実績によると、かなり含まれている。

各年度末における各区役所別内訳(「滞納整理月報」による)及び税目別内訳(「税務統計」による)は次のとおりである。

## 区役所別内訳

(単位：千円、人)

区 役 所	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	
	税 額	税 額	税 額	税 額	人員
東 区	1,318,570	1,273,195	1,300,639	1,295,074	11,353
博 多 区	2,352,238	2,496,722	2,446,542	2,409,179	12,009
中 央 区	2,588,387	2,554,509	2,573,590	2,665,613	9,036
南 区	1,536,147	1,599,892	1,331,199	1,213,681	10,774
城 南 区	546,755	556,112	627,616	646,805	6,570
早 良 区	1,067,828	1,031,914	1,017,722	982,267	8,493
西 区	699,730	757,391	730,606	713,757	6,592
特別徴収課	467,110	497,605	524,009	518,210	1,800
合 計	10,576,765	10,767,340	10,551,923	10,444,586	66,627

## 税目別内訳

(単位：千円)

税 目	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
市県民税（普通徴収）	4,069,886	3,945,890	3,778,942	3,688,379
市県民税（特別徴収）	467,110	497,605	524,009	518,210
法 人 市 民 税	501,447	418,580	406,601	347,316
固定資産税・都市計画税	5,047,835	5,395,857	5,406,907	5,464,481
償 却 資 産 税	117,961	143,181	122,156	124,997
軽 自 動 車 税	80,893	80,847	75,425	73,190
特別土地保有税	219,641	190,692	132,352	144,193
事 業 所 税	71,992	94,688	105,531	83,820
合 計	10,576,765	10,767,340	10,551,923	10,444,586

なお、滞納処分の執行停止された分は各区役所の滞納手持分からは除かれて、棚上げされることになり、執行停止の状態が3年間継続した場合は不納欠損処理することになる。

市税（県民税含む）の滞納処分の執行停止の各年度における発生額内訳は次のとおりである。（「滞納整理月報」による）

(単位：千円)

区 役 所	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	既停止繰越分
東 区	104,823	108,405	122,044	109,915	262,126
博 多 区	404,224	330,580	565,228	564,224	1,086,481
中 央 区	285,741	520,501	456,888	246,720	825,234
南 区	70,908	107,344	356,317	270,654	391,677
城 南 区	49,760	31,888	28,917	112,010	93,164
早 良 区	60,029	94,786	91,768	89,928	159,891
西 区	179,953	52,141	123,281	83,231	234,782
特別徴収課	44,597	19,760	36,113	20,240	230
合 計	1,200,035	1,265,405	1,780,556	1,496,922	3,053,585

上記の既停止繰越分は、平成12年度期首における執行停止分の累計額である。

なお、市税（県民税含む）の平成 12 年度分の決算に係る不納欠損処理後の数値は次のとおりである。

（単位：千円）

平成 12 年度末における滞納処分の執行停止繰越額	4,459,387
平成 12 年度決算における不納欠損処理額	851,268
差引：平成 13 年度期首における滞納処分の執行停止繰越額	3,608,119

各年度期首における滞納処分の執行停止繰越分は、いわゆる不良債権であり、下記のように着実に増加している。

市税（県民税含む）の滞納処分の執行停止繰越額の推移

（単位：千円）

平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
2,597,962	2,574,929	2,686,894	3,053,585	3,608,119

（注）滞納処分の執行停止は進んでいることが見受けられる。

#### 記事票、滞納処分記事欄の閲覧について

- イ) 往査した各区役所（博多区・東区・中央区）及び市税高額滞納者調（上位 30 人）の記事票、滞納処分記事欄の閲覧をしたところ、滞納者の財産状況の調査等についての方法は、内部調査（確定申告書・給料支払報告書）及び外部調査（個人所得税の確定申告書・法人の貸借対照表）から不動産状況及び収入状況を把握している。各担当者より説明聴取した限り、回収の見込は殆どないと認められるものについても、地方税法第 15 条の 7 第 1 項 1 号「滞納処分をすることができる財産がないとき」に該当する状況と推測されるが、更に、調査の必要があるとして、滞納処分の執行停止はされていなかった。
- ロ) 執行停止を行う基準については、市税滞納整理要綱に示されているが、より明確に定めることで「滞納処分をすることができる財産がない」ことを速やかに判断できれば、滞納整理事務をかなり効率化することができると思う。又、滞納者の現状把握方法についての工夫に努めるべきである。

例えば、法人は複数の区にまたがっている場合が多く、現在は自己の部分だけを各区が管理しており、市役所で一括管理した方が、管理コストが削減できると考えられる。又、高額滞納の管理についても、各区ではなく市役所での専門部署により管理する方が効率的だと思われる。

県民税への振替額について

県民税への振替は、取扱通知(県)19(1)(2)により払込按分率の計算式にのっとり、平成12年度分を調査した限りでは市県民税按分率表に基づいて適正に行われていた。

振替後の市税のみの各事業年度における滞納処分の執行停止額等の累計及び年度別滞納処分の執行停止状況(当該年度に滞納処分を停止したもの)は次のとおりである。(「税務部関係歳入決算資料」による)

滞納処分の執行停止額等の累計推移 (単位：人、件、千円)

年 度	区 分	停止の状態で翌年度へ繰越分				停 止 手 続 中	合 計
		1 号 財産無	2 号 生活困窮	3 号 居所不明	小 計		
平成 9 年度	人員	4,933	1,343	4,550	10,826	1,549	12,375
	件数	27,815	6,735	16,764	51,314	-	51,314
	税額	1,987,906	118,199	221,005	2,327,110	441,839	2,768,949
平成 10 年度	人員	5,455	1,337	4,862	11,654	1,861	13,515
	件数	32,561	6,894	18,379	57,834	-	57,834
	税額	2,072,392	119,237	249,112	2,440,741	649,468	3,090,209
平成 11 年度	人員	7,155	2,068	5,694	14,917	3,242	18,159
	件数	43,224	11,149	22,522	76,895	-	76,895
	税額	2,234,309	207,097	303,496	2,744,902	1,734,980	4,479,882
平成 12 年度	人員	8,603	2,737	6,104	17,444	3,199	20,643
	件数	50,558	14,876	24,597	90,031	-	90,031
	税額	2,652,937	265,264	323,728	3,241,929	2,173,343	5,415,272

(注1) 停止手続中は、「滞納者実態別調査表」の停止見込分である。

(注2) 上記の1号、2号、3号は、地方税法15条の7第1項に規定されている。

(注3) 上記の数値は、翌年度の繰越分であり各年度末の数値より不納欠損処理した後の数値である。

## 市税の年度別滞納処分の執行停止状況

(単位：人、件、千円)

年度	区分	1号該当			2号該当 生活困窮	3号該当 居所不明	合計
		5項即時 不納以外	5項 即時不納	計			
平成 9年度	人員	1,787	704	2,491	386	1,539	4,416
	件数	10,611	3,266	13,877	2,140	5,596	21,613
	税額	699,442	234,146	933,588	33,006	74,718	1,041,312
平成 10年度	人員	2,456	574	3,030	561	2,121	5,712
	件数	14,447	2,585	17,032	2,846	8,077	27,955
	税額	646,330	249,030	895,360	61,189	111,927	1,068,476
平成 11年度	人員	3,810	747	4,557	1,273	2,520	8,350
	件数	21,997	3,794	25,791	6,961	10,561	43,313
	税額	1,109,161	143,850	1,253,011	122,458	135,488	1,510,957
平成 12年度	人員	3,533	415	3,948	1,160	2,019	7,127
	件数	19,492	1,837	21,329	6,518	8,177	36,024
	税額	1,051,687	68,941	1,120,628	100,304	100,037	1,320,969

(注1) 上記の1号、2号、3号は、地方税法第15条の7第1項に規定されている。

(注2) 上記の5項は、地方税法第15条の7第5項に規定されている。

## 滞納処分の状況について

平成12年度における差押え財産については、債権の差押え件数が最も多く4,892件(66.5%)である。

債権の差押えは、公売手続きを必要とせず、第三債務者から直接金銭の支払を受けられることから効果的、効率的な滞納処分として重点的に実施されている。

差押、参加差押、交付要求処分状況については、ここ5年間は年間10,000件前後の件数に上っており、これらの処分にかかる収納額は、平成12年度において、概算値で10億1千万ほどであり、成果は表れているものと思われる。

## 滞納処分のうち公売処分状況について

滞納処分のうち公売処分状況について処分別に件数、対応税額を把握したところ、特に問題はなかった。「税務統計」の平成12年度における公売処分状況によると、徴収額(28,640千円)は、公売公告税額(714,020千円)の4%と低い数値になっており、公売による徴収効果については、手間暇が掛かる割には、小さいことが窺える。

### 滞納整理における滞納処分の執行停止への移行について

滞納整理における滞納処分の執行停止への移行への判断については、ある程度は担当者サイドに任される面はあるが、「市税滞納整理要綱」に規定されている滞納処分執行停止決議書（30万円以上の場合は他に滞納処分の停止決定調書）の作成により制限されており、恣意性はないものと判断できる。

しかし、回収の見込は殆どないと認められるものについても、地方税法第15条の7第1項1号「滞納処分をすることができる財産がないとき」に該当する状況と推測されるが、更に、調査の必要があるとして、滞納処分の執行停止はされていなかった滞納者がかなりあることから、平成3年4月作成の「市税滞納整理要綱」の見直しを検討し、調査内容等を具体的に明確にすることも必要ではないかと思われる。

### 滞納処分の執行停止から不納欠損への処理について

滞納処分の執行停止から不納欠損に至るまでの処理を確認したところ、執行停止の状態が3年間継続した時点で、滞納者の納税義務が消滅することになるので、消滅前に「不納欠損対象者一覧表」により停止の要件が継続しているか否かの調査を行っており、不納欠損の処理は適正に行われているものと判断できる。

なお、市税のみの事由別不納欠損額は下記のとおりである。（「税務部関係歳入決算資料」による）

（単位：件、千円）

区 分		時効完成	即時欠損	停止後 3年経過	停止中 時効完成	計
平成 9年度	件数	3,671	3,426	13,395	1,369	21,861
	金額	35,689	294,792	652,465	19,326	1,002,272
平成 10年度	件数	4,838	2,585	16,507	1,615	25,545
	金額	72,490	249,031	570,541	19,086	911,148
平成 11年度	件数	4,742	3,822	15,917	3,650	28,131
	金額	53,450	143,850	863,436	116,600	1,177,336
平成 12年度	件数	3,316	1,837	15,679	4,273	25,105
	金額	32,675	68,941	573,438	76,195	751,249

## 第4． 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以上